

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第48回）

日時 令和3年3月26日（金） 9：02～12：09

場所 オンライン会議

○森本電力供給室長

すみません、ちょっと遅くなってしまいましたけれども、準備が整いましたので、そろそろ開始をさせていただきたいと思います。本日もよろしくお願いをいたします。

ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会、第48回になりますけれども、制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日も、引き続きまして、ウェブでの開催というふうにさせていただきたいと思います。

本日、大橋委員につきましては御欠席との御連絡をいただいております。

また、竹廣オブザーバーにつきましては、所用により途中退席、代理として池田様が途中から御出席をされるというふうに御連絡をいただいております。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行につきましては横山座長のほうにお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○横山座長

横山でございます。聞こえますでしょうか。

○森本電力供給室長

はい、大丈夫でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

皆様、本日は年度末の大変お忙しいところ、また今日は9時からということで朝早くから御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、容量市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場について、それぞれ御議論いただければというふうに思います。

それでは、早速、お手元の議事次第に従いまして、まず議題（1）容量市場についてということで、資料3に基づきまして事務局より御説明をよろしくお願いをいたします。

○森本電力供給室長

資料3、1つ目の議題でございます。容量市場の関係でございます。

こちら、前回までたくさんの御議論をいただきまして、来年度のオークションに向けた見直す各論点、たくさん御議論をいただいていたところでございます。

年度内目途としてございましたけれども、取りまとめに向けまして、本日、さらに詳細の整理を事務局のほうで行わせていただいております。これまで、大きく5つの論点でそれぞれ御議論をいただいておりますけれども、それぞれ詳細な整理を行わせていただいております。今後、大きな方向性を決めていくべく、本日も議論を深めていただきたいというふうに考えてございます。

それぞれの論点につきまして御説明をいたしたいと思っております。

1つ目の論点でございます。ページ、4ページ目でございます。供給力の管理・確保に関する論点という課題でございます。

これまで供給力の管理・確保、たくさんの御意見をいただいていたところでございます。特に、メインオークションでの調達量、さらには発動指令電源の調達上限、御議論をいただいたところでございます。

4年前には稼働が見通せないけれども、実需給が近づくと稼働が見通せる電源、こういったものもあるのではないかと御意見、たくさんいただいたところでございます。

前回、そういった観点を踏まえまして、メインオークション、さらには追加オークションで一部分割すると、こういう案をお示しさせていただいたところでございます。

前回、分割することを前提にしつつ、何%を追加オークションで調達するのがいいのかということの議論を進めるのが望ましいのではないかと御意見をいただきました。一方で、分割する場合の電源の休廃止のリスク、一定懸念する声をいただいたところでございます。

そうした意見を踏まえまして、今回、事務局のほうで具体的な分割の案、こちらを整理させていただいております。それに併せまして懸念事項についても一定配慮を示しつつ、案を示させていただきたいというふうに考えてございます。

ページ、少し飛ばしていただきまして、ページ、11ページ、スライド11でございます。具体的な案でございます。

これまで、自家発、DR、未稼働の原子力といった、4年前には必ずしも稼働が見通せないけれども、実需給が近づくと稼働が見通せる電源、そういったものも存在するのではないかと。そういったものを踏まえてオークションを検討すべきと、こんなような御意見をいただいたところでございます。

そういった観点を踏まえまして、今回、オークションを分割する案といったところを御提示さ

せていただいております。

具体的には、来年度のメインオークションにつきましては、H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで残りを調達するということにはどうかという案。具体的には、112.6%の調達量。こちらは、これまで御議論いただいた内容でございますけれども、そちらのうちの2%分を減少させた上で、メインオークション110.6%を確保した上で、残りの調達量については追加オークションで調達すると、こういう案でどうかといったところを御検討いただければというふうに思います。

その2%、発動指令電源で1%、安定電源で1%というところを基本として、その後、実需給に近づく間の3年間の間、その3年間の結果を踏まえて、追加オークションを最終的に調達する量を決めていくということにはどうかという案でございます。

なお、メインオークションで非落札となった電源が追加オークションを待たずに退出するリスク、こういったものも考えられるところでございます。特に容量市場、2024年に始まるということでございますけれども、本格運用が開始される前の電源の退出防止策、こういったもの、現在別の委員会でも御議論させていただいておりますけれども、具体的な方策、さらに検討を深めていくというところで、一定前回お示しのごさいました懸念についてお答えをしていきたいというふうに考えてございます。

ページ、12ページ目でございます。

先ほども一部触れさせていただきましたけれども、発動指令電源、いわゆるDR等の拡充についての御提案でございます。

今後、再生可能エネルギーがさらに増加していき、その重要なウエート、そういったものを活用した、いわゆる発動指令電源として期待されるDR、こういったものを一定期待がされるところでございます。そういったところの期待を含めまして、発動指令電源の枠、こういったものを拡充していく方向で考えてはどうかという提案でございます。

前回、例示で4%という数字、資料に記載をさせていただきましたけれども、全体として現行の3%から4%という方向で拡充してはどうかという御提案でございます。

具体的な方法といたしましては、メインオークション、こちらにつきましては、これまでどおり3%。実需給が近づく断面、追加オークションで今後さらに拡充が期待されるといったところも踏まえまして、追加オークションで1%というところを上限として拡充していくという形で整理してはどうかという提案でございます。

なお、追加オークションでの調整係数、こちらについては今後さらなる技術的な検討を深めていくという形で整理いたしたいというふうに考えてございます。

ページ、少し飛ばさせていただきまして、ページ、16ページ目でございます。

なお、メインオークションと追加オークションに調達を分けていく場合、幾つか技術的な運用面、こういったものも整理が必要になってくるというところでございます。具体的な需要曲線の設定の方法、それから約定の仕方、それぞれのオークションでの設定、約定の方法、こういったところを詰めていく必要があるといったところでございます。こういった点につきましては、引き続き広域機関とも連携をしながら、広域機関の検討会の場も活用しながら議論を深めていきたい、準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、ページ、17ページ目でございます。売り惜しみ防止策の強化、応札の透明性の向上という論点でございます。

前回の部会におきまして、市場支配的事業者につきましては、休廃止の予定の有無にかかわらず、基本的には全ての電源について応札することにしてはどうかと、こんな御提案をさせていただいたところでございます。

一方で一定の基準、例えば休廃止を予定している電源等、一定の配慮、一定の基準が必要じゃないかと、こういったところもお示しをさせていただいたところでございます。

その一定の基準、そういった例外に当たる基準、そういったものを今回整理をさせていただいてございます。具体的に「応札不要とする電源の基準」といったところでお示しをさせていただいてございます。

具体的には、メインオークション応札受付開始時点で休止しており、さらに、1年以上休止しているようなケース、そういった場合は4年後も含めまして、稼働している可能性、相当低いということが蓋然性があるといったところで、応札不要にしてはどうかといったところでございます。

さらに、実需給年度において補修工事等、休廃止以外の理由でリクワイアメントを達成する稼働見通し、こういったものが不確実であるようなケース。メインオークション応札時点では廃止は決まっていませんけれども、当時点より1年以上前に「既に廃止が決定した」と、こういったものを公表しているようなケース。

さらには、もともと本制度の対象の外になってございますけれども、FITの認定、こういったものを受けること、こういったものを予定しているようなケース、こういったものは応札不要とすることで整理してはどうかといった形で整理をさせていただいてございます。

そういった内容を踏まえまして、具体的な容量市場入札のガイドライン、ページ、18ページ目、19ページ目で内容を踏まえた修正をしてはどうかと、こういった内容を整理させていただいてございます。

続きまして、ページ、21ページ目でございます。容量拠出金の一般送配電事業者負担額についてという内容でございます。

容量拠出金の一般送配電事業者負担額、初回オークション、1回目行いましたオークションにおきましては、託送料金で回収される調整力の固定費分に合わせてH3需要の6%という形で整理をしてきたという経緯でございます。こちら、6%相当の負担という形で整理させていただいてございますけれども、2016年の小売全面自由化時の託送料金認可、こちらの議論を踏まえて、6%という形で整理をしてございます。その2016年の整理では、確保すべき調整力、現在一般送配電事業者で持つべき調整力、7%という形で現在整理してございますけれども、その前、従前の託送料金原価に5%相当が織り込まれていたといったところ、そのうち、小売負担分2%の半分に相当する1%をそこに足した上で、当時6%というふうに整理をされたという経緯でございます。

当時、小売負担分を2%でなく1%とした理由として、調整力として有用な電源が、限界費用が高く設備利用率が低く、長期停止あるいは廃止となる可能性がある。その結果、一般送配電事業者にとって指令対象たり得る電源、例えば石油火力でございますとか、LNGでございますとか、比較的調整電源、こういったものの電源、こういったものの調達が可能になる可能性も否定できない。こうした点も起こり得るものと評価することで、2%相当分のうち半分を、こうした可能性への対応に充当することを暫定的に認めるという形で1%にしてきたと、こういうような経緯だと承知をしてございます。

2016年から5年ほどたつてございますけれども、今足元、指令対象たる電源、火力発電、石油、それからLNGを中心に多くの電源が廃止されつつあるというのが足元の事情でございます。

また、最新の、現在取りまとめ中でございますけれども、供給計画、さらには今年度の供給計画、こういったところでも火力電源の休廃止が進む見込みというふうに承知をしてございます。

こうした状況の変化も踏まえまして、調整力の固定費の小売負担分1%をさらに送配電負担とし、容量拠出金の送配電負担を6%から7%とする方向で次回オークションについては整理をしてはどうかという御提案でございます。

もちろん、託送料金制度全体の見直しということが全体の整合性という観点から必要になってまいります。現在、託送料金制度の見直し、電力・ガス取引監視等委員会のほうで検討を進められてございますけれども、そういったところで全体の見直しと託送料金負担の見直しと、こういったところも併せて検討を行っていくということにしてはどうかという提案でございます。

以上、1点目の論点でございます。

続きまして、2点目の論点でございます。入札価格の妥当性の確保という内容でございます。

ページ、23ページ目でございますけれども、入札価格の事前確認制といったところをこれまで御提案をさせていただいてきているところでございます。

幾つか細かい点、詳細を整理してございますので、御説明をいたしたいというふうに思います。

ページ、28ページ目でございます。入札価格の事前確認制に関する論点ということで、基準価格の内容でございます。

事前確認対象の基準価格といたしまして、前年度のNetCONEという方向でこれまで御議論をいただいたところでございます。

一部のオブザーバーの方から、基準価格については、NetCONEの半分という形にしてはどうかと、こんな御提案をいただいたところでございます。

確認をいたしますと、1回目のオークション、監視の件数で38件といったところでございます。その結果を基に、NetCONE以上となる見込みの電源、確認をいたしますと大体50件前後存在するというふうに監視委員会等で確認をさせていただいてございます。

さらに、前段で御説明させていただいたとおり、休止電源についても一定応札を求めるという形で整理をしている中で、初回オークションと比較して、対象が一定程度増えていくということが十分考えられるというような状況でございます。

事後ではなく事前に監視を実施するというので、さらに価格への透明性、こういったものも高まっていくということもございますので、今回、事前確認の対象につきましては一定のコストも考慮いたしまして、引き続き、前年度のNetCONEという形で整理をしてはどうかという御提案でございます。

ページ、29ページ目でございます。具体的な手続でございます。2か月前の提示ということで、前回お示しをさせていただいてございます。細かい規定につきまして、以下のページで整理をさせていただいてございます。

なお、入札価格の事前確認に関しまして監視等委員会のほうで対応いただくという内容でございますけれども、指摘に応じない場合、もしくは監視を受けずに応札すると、具体の応札を迎えると、こういったケースも考えられるといったところでございます。

そういった場合につきましては、結果と整合しないというケースにつきましては、応札を取り消すという方向で整理してはどうかという整理をさせていただいてございます。

具体のガイドラインへの落とし込み、ページ、30ページ目、31ページ目に細かいスケジュールも含めまして整理をさせていただいてございます。

ページ、32ページ目でございます。維持管理コストの扱い、維持管理コストの中を含める各コストの扱いでございます。

前回の本部会におきまして、電源を維持することで支払うコストに減価償却費が含まれるかどうかという観点につきまして、そこを明確化すべきと、含まなくてもよいのではないかと、こんな御提案をいただいたということで承知をさせていただきます。

減価償却費の扱い。これまで必ずしも明らかになっていなかったというところでございますけれども、維持管理コストという観点から、必ずしもキャッシュフローとしてかかるコストではないという減価償却費、こちらにつきましては、それを含まないという形で整理してはどうかといったところの御提案でございます。

ページ、33ページ目でございます。

もう一つ、維持管理コストの中に含まれている例示の項目といたしまして、発電側基本料金、含めてございます。

1回目のオークションの前の議論から、その後、発電側基本料金の検討、監視委員会のほうで現在進められてございますけれども、当初、キロワット課金のみという形の案から、現在キロワット課金とキロワットアワーの課金というのを導入するという方向で議論がされていると承知をさせていただきます。キロワット課金とキロワットアワー課金の比率を1対1ですという方向で議論が進められているというふうに承知をさせていただきます。

発電側基本料金、コストとして例示してございますけれども、キロワット課金とキロワット課金部分のうち、キロワット課金部分のみを含めるという整理にしてはどうかという提案でございます。

容量市場、基本的にはキロワットに応じてといったところで拠出金等整理をしているということもございまして、そちらに合わせた形で発電側基本料金のキロワット課金部分といったところをコストに含めるという形で整理をさせていただきます。

続きまして、3点目の論点でございます。小売事業環境の激変緩和といったところでございます。

ページ、35ページ目の内容でございます。小売事業環境の激変緩和ということで、いわゆる経過措置と言っているものでございます。これまでの議論では、従来の経過措置を廃止した上で、電源等の経過年数に応じた減額と入札内容に応じた減額、こちらをハイブリッドする形で適用する方向でどうかという整理を、御議論を行ってきたところでございます。

今回は、具体的な減額の規模感、さらに詳細な議論をいただきたいというところで事務局のほうで整理をさせていただいてございます。

前回、入札内容に応じた減額といったところで価格に応じた減額、もしくは量に応じた減額といったところを御提案させていただいたところでございますけれども、おおむね入札価格に応じ

た減額を御支持する御意見をいただいたというふうに承知をしてございます。今回、入札価格に応じた減額を前提として、さらに整理を進めてございます。

また、約定価格を2段階とした場合、2段階のところ、シングルプライスを採用するか、もしくはマルチプライスを採用するかと、こういったところも整理が必要だといったところでもございましたけれども、価格をマルチプライスにするという観点での一部価格のつり上げといったところが懸念されるといったところ。さらには、これまで、この容量市場のオークションにつきましては、基本的にはシングルプライスでやっていくといったところ、そういったものを前提にいろいろなコストの計算等もこれまで行ってきているといったところもございます。

そういった観点もございますので、2段階での入札と、価格の決定という形になりますけれども、シングルとシングル、まあ、シングルプライスで全体も約定するといったところで整理をしてはどうかというふうに整理をさせていただいてございます。

なお、激変緩和措置につきましては、これまでどおり時限的な減額という形で、段階的にその減額を縮減していくといったところの前提は、改めて記載をさせていただいてございます。

具体の案でございますけれども、ちょっとページを飛ばさせていただきます、ページ、43ページのところになります。減額の具体的な案でございます。

前回までの議論で、経過措置の具体的な数字、こちらを決めていくに当たって、初回オークションの結果でございますとか、当初設定した控除率、こういったものを踏まえ、8%から27%の間で考えていくという方向で御議論をいただいてきているところでございます。

これにあわせて、様々な減額の措置、今回、全体の見直しの中で、大きく行動が変わる、一部入札行動が変化していくといったところ、さらには価格への影響、こういったものも期待されるところでございます。

追加オークションの実施でございますとか、維持管理コストの見直し、非効率石炭の誘導措置、この後出てまいりますけれども、こういった措置、こういったものも約定価格は一定程度引き下げるという方向に働くものというふうに考えてございます。

こういったものも加味をいたしまして、減額規模、最終的には決めていきたいというふうに考えてございます。

8%から27%の間という観点で、例えば15%程度、例えば20%程度、例えば25%程度、電源等の経過年数に応じた減額と入札内容に応じた減額、こちらを組み合わせ、一定の減額規模ということ達成していく方向で検討できないかと、こういったような御提案でございます。

例えばというところでございますけれども、8%から27%の間ということで、1つ目安としまして20%程度というふうに設定をしてはどうかといったところを今回御提案をさせていただいて

ございます。

電源の維持管理コストを十分に回収できない状況とならないよう、安定供給に配慮した激変緩和措置、こちらも重要になってくるといったところでございます。

また、今回、全体といたしまして、逆数入札、これまで取ってまいりました逆数入札、こういったものをやめるという方向でぜひまとめていきたいというふうに現在考えてございます。そういった観点を踏まえまして、具体的に20%程度といったところを目安にいたしますと、電源等の経過年数に応じた減額5%、入札内容に応じた減額、約定価格の8割という形で来年度実施をしてはどうかというのが事務局の案でございます。

先ほど20%程度と申しましたけれども、この数字で計算をいたしますと、大体減額規模、約22%。20%から少し多くなりますけれども、約22%という形になります。こういった形でどうかといったところの御提案でございます。

4点目の論点でございます。オークション結果の情報公開についてという内容でございます。

こちらは前回までの資料を、すみませんが、コピーをさせていただき形にさせていただいてございます。大事な論点でございますけれども、前回特段のコメント等ございませんでしたので、前回の資料をそのまま掲載を一定させていただいてございます。説明は、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

最後、5点目でございます。カーボンニュートラルとの整合性の確保という内容でございます。

これまでの議論で、2050年カーボンニュートラル社会の実現との整合ということで、本年度10月のカーボンニュートラル宣言以降の対応、こういったものを踏まえて、容量市場の見直しといったところの御議論をいただいていたところでございます。

これまで、前回までの議論で、具体的な誘導措置の整理ということを行ってきていただいているところでございます。

対象範囲につきましては、非効率な石炭火力に限定するということが合理的であるといったところ。さらには、対象範囲を定める基準といたしまして発電効率、特に容量市場の性質に鑑みまして、入札時点で一定定まっている基準ということで、設計効率を基本として検討を進めていくといったところ。

さらには、一定の誘導を行うインセンティブ設計を取るといったところで、稼働抑制に対するインセンティブについては全て一律に減額ということではなく、設備利用率の高低によって傾斜をつけていくという形のインセンティブ設計を取ると、こういった方向で整理をいただいていたところでございます。

本日、さらに具体的な数字を事務局として御提示させていただきたいと、こういう内容でござ

います。

ページ、59ページ目、スライド番号59ページ目でございます。対象範囲の基準についてといったところでございます。

非効率石炭火力の基準と、その非効率の基準をどうするかという内容でございます。

具体的には、非効率の基準につきましては、現行のエネルギー基本計画の定義なんかも踏まえて、設計効率につきましては超々臨界、USC並みの発電効率以上という形にしてはどうか。具体的には発電効率42%、こちらを基準とする形にしてはどうかということをお提案させていただきたいという内容でございます。

こちらにいたしますと、約4割が今回のこのインセンティブ、減額の対象になってくるという形で見積もっているところでございます。比較的影響の大きい形になってくるというふうを考えてございます。

具体的な案、ページ、60ページ目、さらには61ページ目の内容でございます。誘導措置におけるインセンティブ設計といったところで、具体的な設備利用率の差をどこで、閾値をどこに設けるのかという論点、さらには具体的な減額の幅をどうするのかといったところ、ページ、60ページ目と61ページ目に記載をさせていただいております。

現在、足元の石炭火力の設備利用率を見ますと、大体7割という形になってきてございます。こちらから、エネルギーミックスの達成ということを考えますと、現在3割超の石炭火力の発電割合、こういったものを一定引き下げていく必要があるといったところでございます。

非効率石炭火力の発電量、着実に削減しつつも、安定供給の観点の配慮、こういったものも必要になってくるといったところでございます。

特に夏、それから冬、日本におきましては高需要期を迎えるといったところでございます。昨冬もございましたけれども、石炭火力は冬、それから夏、おおむねフル稼働しているというのが足元の状況でございます。

一方、昨今、春、それから秋、こういったところは比較的需要が抑えられると、需要が少ないと、こういったような状況になっているというふうに承知をしてございます。そういった季節の差異、こういったものを含めまして、減額の閾値——まあ、差を設けるところの基準でございます。そちらにつきましては、設備利用率50%といったところで線を引いてはどうかというのが御提案でございます。

なお、こういった設備利用率で、さらに春、秋、こういったところの一定の抑制を求めていくといった場合の扱い、発動指令との関係、こういったところはテクニカルに今後詰めていかなきゃいけない論点がありますといったところもテークノートさせていただいております。

最後、ページ、61ページ目でございます。

そういった閾値、50%のところに対しまして減額の幅、こういったものをどういうふうを設定をしていくのかという内容でございます。

足元の平均設備利用率、大体7割前後というふうになってございます。そういったものを50%まで抑えていくという観点、その差分20%分です。そういったものが生じるといったところでございます。まさに、その20%を抑えていくという観点、そういったものを鑑みまして減額の幅、20%という形で設定してはどうかといったのが提案でございます。

今後、エネルギーミックスの達成といったところ、段階を踏まえて進めていく形になっていくといったところでございます。2025年20%の減額といったところでスタートして、次年度以降、2026年度の実需給以降、減額率についてはさらに見直しを検討していくという形で一旦スタートをしてはどうかというのが事務局の御提案でございます。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、御議論のほうをよろしく願ひいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

容量市場について、5つの論点につきまして、かなり具体的な方向性を出していただいたかというふうに思います。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、発言を希望される方は、いつものようにチャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨を御記入いただくようお願いしたいと思います。

また、発言順ですが、前回と同様、まずは委員の皆さんに御発言いただいてから、オブザーバーの皆さんに御発言いただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、チャットのコメント欄にお名前をお書きいただければというふうに思います。

どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、まず廣瀬委員から願ひいたします。

○廣瀬委員

音声届いていますでしょうか。

○横山座長

はい、大丈夫でございます。

○廣瀬委員

ありがとうございます。

御説明、ありがとうございました。

それでは、11ページにあります追加オークションに関する事務局からの提案について申し上げます。

今回、4年前には稼働が見通せないが、実需給が近づいた1年前であれば見通せるという、そういった電源があるということを考慮した事務局案が出てきたのは結構だと思います。そのような電源は確かに存在する。典型的には原子力がそれに該当すると考えられますが、その規模が比較的大きいので、それを考慮すべきだと考えるからです。

具体的には、H3需要の2%分を追加オークションで調達する。その半分の1%を安定電源とするのを基本とするという提案に関しましては、1%であれば180万キロワット程度と考えられますから、原子力電源のうち新たに再稼働するものが現れた場合にも対応できる規模だというふうに考えられると思います。

将来、また必要に応じて柔軟に変更することはあり得るとした上で、来年度のオークションから始めてみる案としてはよいのではないかと考えます。

なお、原子力を我が国として今後どれだけ使用していくのか、それとも使用しない方向にいくのかという根本的な方針につきましては、この容量市場のオークションの問題とは別に、着実に議論が進捗することを期待したいと思っています。

また、資料の11ページの一番下にあります箇条書の、メインオークションで非落札となった電源への対応につきましては、ぜひ検討を深めていただきたいと思います。別の委員会とも連携をしてという提案となっていますが、それで結構だと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかがででしょうか。委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、小宮山委員お願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。御説明のほう、ありがとうございました。事務局から御提案いただいた追加オークションでの調達量の件でございますけれども、私個人といたしましては、前回の御議論ございましたとおり、やはり4年前の一括調達というものが安定供給上は電源の退出の予防にもなり得るので望ましいと思います一方で、今回御提案いただきました追加オークションでの調達を進める場合は、極力、追加オークションでの調達量を最小化する方向性というのが大事なということをおっしゃっています。今回、2%を御提案いただいておりますけれども、これについても慎重に検討する余地はあるのかなというふうに考えております。

また、発動指令電源、安定電源、それぞれ1%、それぞれ調達するという御提案いただいておりますけれども、これについても柔軟に考える必要があるかなというふうにも一方で思っております。

また、資料に記載がございますとおり、発動指令電源の調整係数については十分に検討を進めていただければというふうに思っております。

それから、最後、2点目でございますけれども、小売事業環境の激変緩和ということで約定価格、2段階とした場合、シングルプライスオークションで統一という、それについては賛同させていただきたいと思っております。

また、電源等の経過年数に応じた減額と入札価格に応じた減額、合わせて20%減額するという御提案でございますけれども、御提案の方向性としてはよろしいかなと思う一方で、この減額のある程度規模感が大きくなり過ぎますと、安定供給上のリスクを高めることがないかどうか、その点について配慮が必要かなというふうに思っております。

容量市場の制度趣旨、投資の予見性を高めることで適切な発電投資を促すという点に悪影響を与えない形で検討を進めることが大事だというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、次は松村委員からお願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

まず資料の記載で、DR相当のものというのを、今まで「枠」という言葉を使っていたのを「上限」という言葉に換えていただいたのはとても感謝します。とてもミスリーディングだったものをより正確な言葉に換えたということ、とても重要なことだと思います。

その上で今、廣瀬委員も、小宮山委員も、そういう意味では誤認を招くような発言があったんじゃないかなというふうに思うんですが、安定電源が1%、DR相当のものが1%と決めた提案ではなく、DR相当のものは追加オークションでも最大で1%しか入れないという、そういうことを言っているだけであって、安定電源がもし仮に追加オークションで非常に安価にたくさん出てくるのであれば、安定電源だけになるということもあり得るというような制度設計だというこ

とは決して誤認しないようにしていただきたい。不必要な混乱を招かないように、ぜひお願いします。

全体に関して、スライド12のところで、先ほど小宮山委員が調整係数ということについて御発言になりましたが、私は全く逆の意味で、とても懸念しています。

全体として最大で4%しか入らないという状況下で本当に調整係数って議論しなきゃいけないのかということは、私は相当に疑問に思っています。

これ調整係数が課されるということ、そういうことを強硬に主張している人、この後もいっばいそういう発言出てくると思いますが、あるいは前回もあったわけですが、そういうことを言えば、当然DRに参入しようというインセンティブを損なうわけですね。そのDRに参入しようというインセンティブを損ねなければいけないような、そんな局面、そんな量なんでしょうということとは十分考える必要があると思います。原理的には調整係数を考えるということがより自然で、メインオークションのほうについても考えるということになるということ自体はとても合理的な発想だと思いますが、それはこの上限がこんな小さい値ではなくて、もっと大きな値になったときに検討すればいいことであって、私は追加オークションの調整係数について検討するというのを、本当に小さくなるという心配を与えることによって、むしろ応募というのを減らしてしまわないかということのほうを強く懸念しています。

これについては「調整係数を付す方向で検討する」という表現になっていなくて、「について検討する」という表現にさせていただいたので、したがって、これは課しないと、この4%程度のところでは課さないという結論になることも含めた御提案だと思いますので、この御提案は支持しますが、今までもDRというものの発展というのを阻害するような行動はいっばい出てきている。もう直近でもそういうことが起こったということがあるのにもかかわらず、なお、まだ強硬に調整係数なんて話をするのかということとは十分に考えていただきたい。

次に、スライド17です。

休止電源というのも簡単に免除しない。ちゃんと応札してくださいという方向が以前出てきたときには強く支持するということを申し上げました。その後、恐らく発電事業者から物すごい反発と圧力があつたんだろうと思います。その結果として、それよりは少し緩めた。でも、合理的な範囲でしか緩めていないという、そういう提案だと思います。これについては私はちょっと懸念していることがありまして、例えば応札不要とする電源の基準というので、①見通しが不確実である場合なんですから、その見通しというのが100%完全に立っている電源なんて原理的にないので。補修とかというのを始めたら、その期間が長くなったなんていうのは今冬でもあって、それが副次的な要因ではあるのだけれども、需給逼迫を招いた1つの原因というのにもなっ

たはずで、そういうようなことが過去あったので、だから不確実だから応札しませんでしたなどというように横行したら、事実上、もうどんな電源も理由が説明できてしまうなんていうことになりかねません。この場合の不確実というのは、本当に達成できそうにないということを相当合理的に説明できるというようなことでないと困るので、「不確実」という言葉が独り歩きしないようにしていただきたい。ただ、ここではちゃんと、監視委の事後監視を受けるということになっているので、この安直に不確実だという抗弁を認めないようにしていただきたい。さらに、仮に本当にリクワイアメントというのが達成が難しいんだとすると、それはどういう点で達成が難しいのか。それはリクワイアメントの要件というのを変えれば達成できたのか、あるいはリクワイアメントの緩い、別の枠というのを設ければ対応できたのかというような制度設計にも関わることだと思いますので、もし本当に①で応札しないなどというようなことを考えている事業者があるのだとすれば、それはエネ庁、あるいは監視等委員会と事前に密接に連絡を取って、こういうふうにしてくれれば参加できるんだけれども、というようなことをぜひ言っていただきたい。

次、スライド43。

上に書いてある提案は分かりやすいんですが、下の表は、これだけ見るととても分かりにくいというか、電源の経過年数に応じた減額というのは、5から10という幅があり、入札内容に応じた減額というのも幅があるのにもかかわらず、15%、20%、25%程度と、1つの値が出てくるといのは、とても分かりにくい気がします。ただ、具体的な提案として、その上に書いてあるものが出てきているので、これが案ということなんだろうと思うんですが、私はこの案は支持するのはかなり躊躇します。

まず、そもそも8から27というふうに整理されたということは分かる。その中で22と書いた、出したわけだから、相当高めの数字を出したというふうにももちろん評価することはできるのですが、27%というのは、もともと制度を設計したときに期待されていた減額だったわけです。ということは、今回の組替えというのは、期待されていた減額というのを値切るためにやっているのかというふうにも見られかねないということで、決してそうではなく、あの割合というのはもうさんざん議論した後で、これでは少な過ぎるという不満もある中でこれに決めたという減額幅だということを考えれば、私は27にかなり近い25というほうが合理的なのではないかというふうに思います。

さらに、具体的に入札内容に応じた減額というのに関してはディストーションというような意見もあったということを考えれば、電源の経過年数に応じた減額というのは、ここで提案されているものの上限の10%になって、入札内容に応じた減額というのが25%程度、あるいはもし22と

ということになるなら、22%程度になるように、ここの値というのを調整する、2の値を調整するというほうが合理的なのではないかと思えます。

別の委員会も含めて、電源の新設投資というようなことを促さなければいけない、新陳代謝を促さなければいけないということがさんざん言われている中で、古い電源と新しい電源というのに関して差をつけるというメッセージを出すこと自体は、一定のゆがみはあるものの、この局面では、あるいは別の政策が打ち出されているということを考えれば、コンシステントで望ましいのではないかというふうに思えます。

そうすると、1の減額というのを大きくする。場合によっては新設も引っかけかかねない2の減額というのをその分抑えるというほうが合理的なのではないかというふうに思えます。

さらに、ちょっと往生際が悪いようですが、私はこの減額措置じゃなく、ずっと繰り返し言って、壊れたテープレコーダーのように同じことを言って申し訳ないんですが、例えばこれは総括原価と地域独占に守られていた時代に造った電源というのを安直に廃止して、その後リプレースして同居したというところはもちろん問題ないんですが、安直に廃止したところが減額されるというような制度のほうが、電源廃止のインセンティブというのを抑えるという面からも望ましいのではないかというふうに思えます。これは以前提案して否定されたものの焼き直し、よりセンスの悪い提案なので、当然採用されないとは思いますが、ほかのところで電源の休廃止が進むということが心配だとかということをもさんざん言う委員が、こういう提案には否定的な反応を示す。その理由というのは、理由も思いつくことは思いつくんですが、それを否定する人が、心配だ、心配だと言っていて、ここを値切ろうとしているというようなことは国民は知る必要があるのではないかというふうに思って、再度提案させていただきます。

次、スライド61を見てください。

非効率石炭に関して70%という数字が前回出てきていたのが50%超で減額するというようになったのは大きな改善だと思います。ただ、50%がそれでも高過ぎないかという意見は十分あり得ると思います。また、それよりも問題なのは、電源の減額率を20%って、ちょっと少な過ぎないかということをも心配しています。これでは、ちょっと効果は弱過ぎるのではないかと思えます。

例えば設備利用率を50%をもし基準にするのだとすれば、そこから1%超過するごとに10%ずつ減額していったら、60も利用するところには払わないとかという、そういう傾斜をつけてもいいのではないかと。これはどんなにたくさん使っても、減額率20%というのは少し甘過ぎないかということをも懸念しています。

最後に、一番もめるであろう追加オークションとメインオークションに関してですが、2%という数字は少な過ぎるといって不満を持つ人もきついているかと思えますが、相当に思い切った数

字というのを出していただいたと思います。前日もA案支持などという信じ難いことを言う人がいっぱいいるという中で、この数字を出してくださったということ、意味ある数字を出してくださったということはとても感謝します。これを値切ろうなどというようなことをしないで、この事務局提案というのを合理的なものとして受け入れるべきだと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、安藤委員お願いいたします。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

11ページ目の、まずメインオークションと追加オークションの話ですが、ここで「2%追加に回す」という表現をしていますけれども、私の考えとしては、2%分というのは、その時点で不足かどうかに応じて適宜見直すべきだと思っています。もう少し言いますと、「H3需要の2%を追加オークション」という言い方よりは、4年前時点での予測であるH3需要の110.6%をメインオークションで押さえると。そして、実需給、1年前の段階で、その時点で、1年前の時点での需要予測に基づいて追加する必要がある量がどの程度なのか、新たに算定すべきだと思っています。

4年前に行うメインオークションと1年前に行うかもしれない追加オークションの間では3年間時間があります。技術も進歩しますし、人口も増加するかもしれないし、減少するかもしれない。需要予測も当然変わるはずだと思います。その新たな数字に基づいてやるべきだと思っています。

次に43ページ目、減額規模についてです。20%程度にすべきという事務局案についてですが、小宮山委員などからも、減額すると安定性に問題があるというような御発言があったわけで、松村委員からは、25%ではどうかという話があったわけですが、25%にすると、恐らく発電が撤退するのではないかと、使われないのではないかと、そういう懸念が示されるということは、どんな施設の、それは石炭なのか、石油なのか、LNGなのか、どんな施設のどんなものが退出するのか具体的に教えていただきたいと思います。漠然と、減額すると安全性に影響があるぞ、安定性に影響があるぞと、何か脅されているような状況に感じてしまい、では具体的にどれが、どう行動が変わるのかを明示していただけないと、議論がなかなかしづらいついて思っています。

①と②の配分については、経過年数に応じた減額に大きく割り振るべきだと。やはり新しい電源と古い電源では、求められるインセンティブは違う。新設投資インセンティブを考えても、こ

のように思います。

最後に60ページ目、設備利用率を50%を閾値とするという話。その下に「※」で、TSOからの発電指令により稼働した場合の扱いについてコメントを書き添えているのは、これは適切なことだと思います。この50%を閾値とした、減額が行われる期間で考えたときに、4月から3月までと1年間で算定するとした場合には、4月から発電して行って、そして50%近くまで、もう冬の手前の段階で使っていると。ここで仮に、この発電指令によって稼働した場合というものを考慮しなかった場合、もう既に50%ぐらいまで使っているのに、電気が足りないというときに発電施設を動かさないほうが20%の減額を食らわないで済むということで、せっかくある設備が使われないとなってしまうのもったいないので、緊急時に動かすと損するようなことにはならないように配慮が必要だというのはもっともなことだと思います。

ただし、今度はこのことを悪用して、逆に考えて、冬の前までに50%の目前まで動かしておいて、自分からは動かさないと。発動指令を待って、50%を超えるけれども、この50%の閾値は自分自ら超えたわけではないので、減額は食らわないみたいなことになってしまってもよくないのかなと思います。

なので、これそもそも50%のところこういうあからさまなジャンプがあるということ自体が、こういう不連続性がある制度というのは必ず、悪用と言ったら言い過ぎかもしれませんが、その制度を有効活用するという者が現れてしまいますので、昔あった有名な相撲取りの八百長の研究でございましたが、どこかで非連続性があると不適切な行動を招きかねないということがありますので、この減額についても連続性が何かあったほうが適切かなと思っています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次にエネットの竹廣さんが退出をされますので、先にエネットの竹廣さん、いらっしゃったらお願いしたいと思いますが。

○竹廣オブザーバー

エネットの竹廣です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

委員の前の発言で、大変失礼しております。

事務局には、これまでの議論を整理いただきまして、ありがとうございます。また論点1の供

給力の管理・確保のところでは追加オークションですとか、それから容量拋出金の一般送配電負担7%の件につきましても整理をいただきまして、ありがとうございます。引き続き制度の具体化をお願い申し上げます。

論点3の小売事業の激変緩和のところ、43ページの減額の規模感の件でコメントさせていただきたいと思います。

1点目は、約定総額の減少割合についてです。これは前回も申し上げたことですが、やはり経過措置を設定した当初の規模感でこれを実現すべきだと考えています。経過措置期間の初年度である前回のオークションでは、たった8%しか減額できなかったという事実がございますし、43ページですが、事務局の記載のほうで、石炭混焼バイオマスの取扱いですとか、維持管理コストの見直し、それから約定点で複数の同一価格があった場合の処理についても、一定程度、引下げの効果があるものだというので記載がございますけれども、これはある意味、事前にやっていた当然だったと、気づかなかったということでの措置であって、これで8%だったからということではなくて、制度趣旨の達成には27%よりもさらに大きな減額が本来必要ではないか考えています。

とはいえ、今事務局でこの3つの選択肢でということであれば、これは25%で検討をお願いしたいと考えてところです。

2点目は、減額の内訳の①と②の比率についてですが、これは先ほど松村委員のほうからも御発言がありましたけれども、容量市場には、現時点では新規電源投資を促す効果ももちろん期待されていると理解していますが、①の比率が下がってしまいますと、年数の浅い電源の減額が大きくなるわけで、これは投資意欲がそがれてしまうものだと考えています。電源の新陳代謝を促すためには、①の比率はそれこそ少なくとも10%、可能ならさらに高くすることが望ましいと考えていますので、御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、また委員の方に戻りますが、次は曾我委員のほうからよろしく願いいたします。

○曾我委員

私からは、(3)の小売事業環境の激変緩和について1点コメントさせていただきたいと思います。

資料の43ページについてですが、私も初回オークションでは、先ほど来お話が出ているとおり、10%以下の効果しか激変緩和措置の効果がなかったということで、今回改めてこの点について慎

重な検討を図っているというのがここ最近の議論の目的、趣旨だと理解しております。

その観点から、激変緩和のレベル感としては、やはり当初の措置を踏まえると、この8%から27%のうちの27%に近い数値に……

○横山座長

すみません、曾我委員、聞こえていますでしょうか。ちょっとマイクが入っていませんが。

皆さん、曾我委員の声、聞こえていますでしょうか。

○ウェブ参加者

聞こえておりません。

○松村委員

途中まで聞こえていたということは、通信障害じゃないでしょうか。

○森本電力供給室長

すみません、ちょっと事務局のほうで連絡を取ってみたいと思いますので、ちょっと一旦、次の方に進ませていただければと思います。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、すみません、曾我委員はまた後ほどということで、秋元委員いらっしゃいますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○秋元委員

秋元です。どうも御説明ありがとうございました。具体的な御提案をいただいたということで、感謝申し上げます。

43ページ目の激変緩和のところについて、まず申し上げたいと思いますけれども、これなかなか難しいかなというふうに思っていて、あまり大きくし過ぎると、本来残したい電源が退出されるかもしれないということだと思しますので、私はこの事務局御提案の22%という線はいい線かなというふうには思います。ただ、もちろん何が正解かということは、ここの数字は学問的に言えるものでもございませんので、総合的に過去の設定の推移や今回の結果等の中で、事務局としてはぎりぎり22%というようなレベル感を御提示いただいたのかなというふうに思っていますので、その数字そのものに関しては、おおよその相場観として賛成したいというふうに思っています。

ただ、委員も何人かがおっしゃられたように、この2番目の入札内容に応じた減額で8割取ってしまうと、2010年以降に頑張って新設建てた方々が、そこは非常に努力されて、リスクを取って建てられたということだと思っておりますけれども、そういった部分の努力に関して少し、2割も減

額されていてしまうと。一方で、1番目のほうの経過年数のところは5%ということで、もう少しこのバランス感というのは、どこか最適な点があるんじゃないかなという感じは持ちました。

ちょっと10%だと高いかもしれませんので、例えば両方の間ぐらい取るとか、そういったような、例えば85%と7.5%とか、そういった組合せでどれぐらいになるのかというのはあるかと思えますけれども、そういった検討が少しあってもいいのかなという感じは持ちました。

ただ、何がいいかという正解がある問題でもございませんので、そのあたりに関しては少し議論をした上で決めていただければという気がしました。

続いて、61ページ目の件でございますが、私は今の直近の電源の状況を考えますと、これぐらいのレベルでいいのかなという感じはします。事務局も、これで固定するという御提案ではなくて、その先ということにおいては減額率を必要に応じて見直されるという御提案だというふうに思いますので。一方、直近の需給状況を見ると、やはり急な退出ということを促すということ是非常にリスクを高めるというふうに思いますので、この御提案でいいんじゃないかというふうに思いました。

安藤委員からは、このステップに関する御疑念もあって、私もこれを見たとき、若干そういう懸念はしたんですけども、一方で別の審議会のところでステップのところに関しても同じことを申し上げて直していただきましたけれども、ここは単純化という部分で2段階にするということとで了解したいかなというふうに思ったところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、曾我委員、聞こえておりますでしょうか。

○曾我委員

大変失礼いたしました。ありがとうございます。

○横山座長

どうぞ、よろしく申し上げます。

○曾我委員

はい。結構、割とすぐ退出していましたでしょうか。

○横山座長

では、最初からお願いできればと思います。

○曾我委員

かしこまりました。

では、(3)の小売事業環境の激変緩和について、資料43ページですけれども、初回オークションでは10%以下の効果しか出ていなかったということで、今回改めて慎重な検討を図っている状況だと理解しております。

激変緩和のレベル感としては、当初の措置を踏まえると、27%に近い水準とすべきではないかと考えております。

①の経過年数に応じた減額については、電源の新陳代謝を促しつつ、逆数入札をなくすことによる影響を踏まえると5%から10%あたりということで、この数値自体については穏当なのではないかと私個人としては考えております。

一方で、②については、もともと約定価格を下回る入札をしていた電源について減額対象とするということで、こちらの減額対象については広めに取ることもある程度十分に考えられるのではないかなと思っております。

これについては、容量市場での回収予見可能性確保という観点から考えますと、思っていたよりも減額されてしまうということへの懸念について何らかの手当てができないかというところはあるかと思えます。

こちら、それぞれの入札金額を下回らないように、例えば約定価格に8掛けをした金額と、入札金額のどちらか大きいほうで取るということで懸念に対処する方法もあり得ると思えます。

あとは減額の幅を階段状に設定するという工夫もあり得ると思えます。運用上、複雑性を増してしまうところもあるかと思うのですが、予見可能性を確保するという観点からは検討に値するのではないかと考えております。

これらについては、入札価格が、本当に妥当なのかという監視について、もともとすごく重要なことだとは思いますが、この②の減額をするに当たっては、さらにこの監視がより重要性を増すのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きましていかがでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆さんもぜひ書いていただければと思います。よろしくお願ひします。

J-POWERの菅野さん、よろしくお願ひします。菅野さん、聞こえますでしょうか。

○菅野オブザーバー

J-POWERの菅野です。失礼いたしました。

○横山座長

よろしく申し上げます。

○菅野オブザーバー

2点コメントさせていただきます。

1点目は売惜しみの防止のところ、シートで言うと17シートでございます。売惜しみ防止のために応札を不要とする電源の基準のところ、先ほど松村先生からも御指摘があった補修工事等、見通しが不確実だという点については、まさに発電事業者としては具体的な補修工事の計画などが現状だと4年前にきっちり決まっているということでもないの、入札をどうするかということに関しては具体的な事例をもって広域機関と御相談をさせていただくような運用をお願いしたいと思っています。

例えば昨年12月に完成した私どもの水力発電所の水車と発電機の一括更新では600日ほど補修工事にかかってその間発電は停止していたという事例もありました。今後、老朽化している水力も火力もこうした更新工事というのはかなり予定されておりますので、それが4年前にどの程度決まっていて、オークションに入れる入れないの判断をどうするかということについてはきめ細かいルールで、事例をもって広域機関に御相談をしたいと思っております。

それから非効率石炭火力のフェードアウトに関して、今回示されたルールと先日の石炭火力ワーキングで示されているルール、規制的措施と誘導的措施の2つの構えでこれからやっていくということかと思えます。全体として私ども前向きに取り組みたいと思っておりますが、1つここまでの経緯の中で気になっておりますのは沖縄地方の取扱いについてです。当初沖縄については、もともと沖縄電力さんとJ-POWERの非効率と言われるような石炭火力がほとんどの電源になっているので、取扱いをどう考えるかという課題認識があったかと思えますが、今回、石炭火力WGでもこちらでも——こちらは容量市場なのでもともと沖縄は対象外ですけれども、特段触れられていないので沖縄地方についてはこのフェードアウトの具体策はどうなるのかというところが何か鮮明になっていないなと感じておりますので、その点、また事務局で何かありましたら、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺です。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

取りまとめいただきまして、ありがとうございました。小売事業環境の激変緩和に関しまして、3点、意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、緩和措置の考え方ですが、これは初年度から7年間かけて段階的に控除していくというそもそもの考え方で設計されておりました。第1回のオークションでは、本来33%という控除率だったものが結果的に8%にとどまっているというふうに理解しておりますので、その観点から、2年目のオークションに対する減額の規模感というのは、当初の企画されていた27%を目指すべきだというふうに考えておりますので、事務局のこの3つの選択肢からということであると、ぜひ25%ということになるのかなというふうに考えておる次第です。

2点目が減額方法の比率についてでございますが、電源の新陳代謝とか投資の予見性というようなことを考慮すると、新しい、年次の若い電源への影響というのは、より少ないほうがいいのではないかというふうに考えますので、①の経過年数に応じた減額の比率をより大きく設定していただいて、今回の選択肢の中で言えば、10ということになるかと思いますが、で、②を小さくしていくということで、前述しました27%の規模感になるような形でうまく設計していただければというふうに思っている次第です。

あわせて、ぜひ前回の第1回のオークションの結果をもって、いろいろな形でシミュレーションして、その結果を見ながら数字を決めていただければというふうに考えております。

あともう一点、オークション結果の情報公開につきましてですが、前回は発言させていただきましたが、この容量市場が広く社会全体から非常に注目を浴びているということもあり、やっぱり透明性というのは非常に重要だというふうに考えておりますので、より積極的な情報開示でありますA案というものでいくべきじゃないかというふうに考えている次第です。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、東京ガスの菅沢さん、次お願いいたします。

○菅沢オブザーバー

東京ガスの菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○菅沢オブザーバー

事務局の方におかれましては、御説明いただきまして大変ありがとうございました。

私からは、2点コメントさせていただきます。

まず1点目は、(3)にあります小売事業環境の激変緩和に関するものです。

今回、スライド43でシミュレーションをいただいております。ありがとうございました。

この論点は、固定費回収の済んだ経年電源の維持管理コストの回収と、固定費回収が済んでいない新しい電源の事業性確保、それから小売事業者の激変緩和という3つの視点のバランスを適切に取ることが重要と考えております。

こういった視点で今回の43の御提案を拝見しますと、1つ目の経年電源の維持管理コストの回収という目的がちょっと強く出過ぎているのではないかと受け止めております。

松村先生、安藤先生からもコメントがございましたけれども、まず小売事業者の激変緩和の点からは、やはり減額の総額は当初の予定どおりの27%に近い水準、本来であれば、初回オークションで減額が足りなかったのも、さらに27%より上積みというところもありますが、御提案の中であれば、25%でお願いしたいと思っております。

次に、①と②の比率に関してでございますけれども、資料に御記載いただいているとおり、②の措置が入札行動に与える影響を大変気にしております、結果的に予想された減額規模に比べてかなり限定的な水準になる可能性があるのではないかと心配しております。

また、スライド35におきまして、シングルシングルを採用するという点で、1つ目のシングルを超えるために高値入札を行うインセンティブが大きくなってしまいますけれども、②の規模が大きくなってしまいますと、特に支配的事業者は落選のリスクを回避しつつ、1つ目のシングルを超えることが容易になってきますので、やはり②の規模はある程度限定的にすべきではないかと考えております。

御提案の中では、①が10%という規模であるならば、①の対象電源が全体の約8割ですので、入札行動にかかわらず①単体で初回オークションの減額規模である8%は最低限確保できるレベルではないかと考えました。

加えて、もう一つの視点であります、新しい電源の事業性確保という点からも、①、②の比率については、②の規模が大きくなり過ぎますと、本来、ゼロ円入札が自然な入札行動である新しい電源への負の影響が大きくなり過ぎるのではないかと考えております。

減額の総額、①と②の比率につきまして、再検討いただければ大変ありがたく思っております。

2点目は、(1)にあります供給力の管理・確保についてでございますけれども、スライド21の一般送配電事業者負担額につきましては、一般送配電事業者が確保する調整力と整合させるよ

うに整理するというので、その考えには賛同させていただきたいと思います。

あわせて、稀頻度リスク分のような、通常は稼働しない電源は、送配電事業者の周波数維持義務の範囲として送配電事業者が負担するという整理もあり得ると思いますので、こちらのほうも御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員が発言を希望されていますので、すみません、又吉委員からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○又吉委員

すみません、又吉です。よろしくお願いたします。

2点コメントしたいと思います。

1つ目は、小売事業環境の激変緩和措置についてです。

これまで入札内容に応じた減額というのが、新規電源が減額対象となり得、電源の新陳代謝を促すための価格指標性を提供するという容量市場の役割を果たせないのではないかという点に関する懸念をお伝えしました。今回、新規電源につきましては、他の審議会で議論が進む別の制度で担保するという整理が少しあるのかなと思っているんですけども、その制度の対象電源など詳細ルールが見えない中、やはりこの懸念、払拭し切れないのかなと思っております。

その上で、入札価格に応じた減額比率につきましては、ぜひ慎重な検討をいただけないかと考える次第です。

2点目は、非効率石炭のフェードアウト措置についてです。

基本的には、今回事務局から御提案いただいた内容に異論はございません。ただ、先ほども御発言もありましたが、特に需給逼迫時における石炭火力の役割、ある意味電源の多様性を担保するという点でも非常に重要だと思っております。そのためにも、実需給2026年度以降の減額率につきましては、ぜひ状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討していただければと考える次第です。

以上になります。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は東北ネットワークの阿部さん、お願いたします。

○阿部オブザーバー

東北ネットワークの阿部でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえます。

○阿部オブザーバー

御指名ありがとうございます。

一般送配電事業者として2点御意見申し上げたいと思います。

1点目は、メインオークションにおける調達の具体的な方向性と発動指令電源の拡充についてということでございます。

スライド15の発動指令電源の調達上限を3から4に拡充するという点についてですけれども、先ほど、この数字って小さいのではないかと御指摘もございましたけれども、発動指令電源が需給逼迫時というかなり余力が少ないときに発動されるということを考えますと、この3から4という数字はかなり大きい数字ではないかと送配電事業者としては考えてございまして、資料で見ると600万キロ程度、大規模火力、大体6台から10台に相当する、かなりインパクトのある数字ではないかと認識しているところでございます。

DRについては、発動回数、時間に制限があるということで、需給逼迫が長時間続く場合の効果等については安定電源に比べて未知数な部分も多いのではないかとということで、期待した量に対して実効性が低かった場合の安定供給面への影響というものを強く懸念しているところでございます。

資料に御記載いただいたとおり、DRの重要性というものはますます高まっていくんだろうなというふうに認識しておりまして、そうであれば、なおさらDRの効果というのは適正に評価した上で、しっかり導入していくということが合理的ではないかと考えますので、そのためにはDRの評価、設定というものはDR全体に対して実施する必要があるのではないかとというふうに考えてございます。

スライド11で整理していただいたとおり、実効性テストの結果に基づいて調達する量を決定していくということは合理的であると考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実効性テストの結果次第では、追加オークション、調達量2%の根拠としているDRの量が期待できないということも考えられるのではないかとというふうに考えてございます。X%については極力小さいところから始めていくのが合理的ではないかと考えてございまして、また併せて非落札となった電源の退出防止策を構築するということが重要になると考えてございまして、引き続き検討をお願ひしたいと思ひます。

スライド21に記載いただいた容量拠出金の一般送配電事業者の負担額という点でございます。

ここで整理いただいた趣旨は、自由化の進展に伴う競争環境の激化によりまして、電源の休廃止が進展していると。供給力、調整力の確保は困難となる可能性を踏まえまして、容量拋出金における 【★01:19:49】 者の負担を軽減することで、電源の休廃止の抑制を図りたいという趣旨だと理解してございます。

その前提で発言しますけれども、我々一般送配電事業者としては安定供給の確保が何より重要と考えてございまして、最大限の協力をしてまいりたいと考えてございます。小売負担の軽減が直接的にこの電源維持のインセンティブにつながるのかというところについては若干疑問にも感じてございまして、このような観点からも、繰り返しにはなりますけれども、電源維持の確実性を高めていくというために、まずは追加オークションの在り方で議論しているような、非落札となった電源の退出防止策という方法を検討していく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きましてイーレックスの上手さんお願いします。

○上手オブザーバー

上手です。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

来年度のオークションが迫っている中で、様々課題が残っている中でここまで整理いただいた事務局には大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

その上で2点意見を申し述べさせていただきます。

まずは43ページの激変緩和の規模、減額規模ですけれども、多数の委員、それからオブザーバーの皆様と同様、弊社においても当初の控除率を経過年数に応じて減額という主張には変わりがございませんで、15%はもつてのほか、20%でも少な過ぎるというふうに思っておりまして、私も25%を支持したいというふうに思います。

経過年数の減額レベルについては様々な案がありまして、今回の事務局案は逆数入札をなくすという大前提の下で、全体の折り合いをつけて一步踏み出すということだと理解しておりますけれども、追加オークション導入ですとか、併せて減額規模が当初の規模になるのか、それから新設電源への悪影響はないのかを事後検証して次回につなげていくということは少なくともお願いしたいというふうに思います。

それから、60ページの石炭火力の減額の閾値に関してですけれども、設備利用率基準の算定の際には、ぜひバイオマス混焼ですとか熱利用などへの配慮をいただいて、脱炭素に向けた努力を御勘案いただきたいということを検討いただければと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、電取委の佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○佐藤オブザーバー

43ページについての発言なんですけど、まず32ページ、この前私の発言だと思いますが、減価償却費のところは外すというふうにさせていただいてありがとうございます。

それで、前にも申し上げたんですが、この減価償却費と43ページのところはどなたからも発言がなかったんですが、非常に関係あると思っております。前回は申し上げましたが、経過措置を入れた理由は2つありまして、1つは、ほとんどの方というか、全員がこのことしかおっしゃっていないんですが、小売の激変緩和のために入れたと。あともう一つは、前回は言いましたが、総括原価で地域独占でほとんどそれが減価償却が終わっているところで、減価償却分を少なくとも今までは明確に外してはいないわけですから、そうすると、経年火力というのは二重取りになるという、この2つの観点から経過措置を入れたわけでありまして。

ただ、32ページ、どなたも反対されていらないから、恐らく次回からこの減価償却はなくなるということになると思います。そうなりますと、経過措置、激変緩和の措置の1つの大きな目的がなくなるわけですから、そうなりますと、論理的に考えて、27%減額というのはおかしくなるわけです。ということなので、論理的に25%程度という選択肢は、ですから、次回はないということにならないとおかしいと思います。そうすると、15%か20%のどちらかで考えるべきということが正しいということになると思います。

あともう一つ、新陳代謝という議論、よく分かりますが、ただ実際には、ちょっと安藤先生もおっしゃって、どの電源かというものであれば出していただきたいと思うんですが、どんどん経年火力が除却、休止をされていくというところで、電源等の経過年数に応じた減額、大きくなり過ぎると、またこれ休止が進むということになりますので、ここは5%にするしかないと思いま

す。その観点から、22%減額というところで、減価償却を入れないということで、激変緩和措置、経過措置の目的の1つがなくなったわけでありますが、この22%ということで、この20%程度という事務局提案というのを、まあ、減額が大きいような気もしますが、支持したいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、中部電力、花井さんお願いします。

○花井オブザーバー

中部電力、花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうから、資料の各論点に関しまして、2点意見させていただきます。

11ページと16ページのメインオークションにおける調達と分割についてということでございます。

分割して調達する場合の論点は16ページに記載されており、本部会で検討を進めるとともに、広域機関などで詳細の準備を進めていただくということに異論はありません。今後、具体的な約定方法を検討していく上で、追加オークションで調達するX%。まあ、2%ですか。年間の全国目標調達量、24年度におきましては112.6%の内数ですが、本来はメインオークションで調達すべきものと考えれば、分割する追加オークションはメインオークションの一部という位置づけも考えられますし、シンプルにメインオークションと追加オークションは別の取引というふうにも考えられます。

分割調達は、4年前に稼働が見通せない安い電源の活用を実現することであり、約定方法を工夫することで応札を促す効果が期待できれば、確実な供給力確保の観点から望ましいと考えます。

なお、今後の検討次第ですが、追加オークションの約定価格が極端に安くなりますと、電源の退出がさらに進むということも懸念されます。

いずれにしても、分割による減額効果と安定供給への影響を考慮しつつ、約定方法の検討をお願いいたします。

次に、発動指令電源の拡充についてでございますが、前日も発言しました、発動指令電源の調整係数については、技術的に正しく評価する観点から、拡充分の1%だけではなく、調達量全体

で安定電源等の代替価値を評価すべきではないでしょうかということでございます。この論点は、調整係数の水準感が見えない中で、この程度なら安定供給は大丈夫であろうという定性論で論じていても適切な値が見いだせないと思いますので、1度広域機関などで試算いただくとか、定量的な値で安定供給上、3プラス拡充の1%部分の調整係数が無視できるかどうかということを検討して進めるのが現実的なやり方ではないでしょうか。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、広域機関の都築さんお願いいたします。

○都築オブザーバー

広域機関の都築ですが、何か松村先生が手を挙げておられるので、委員優先で先に御発言いただいてはいかがでしょうか。

○横山座長

ありがとうございます。

○松村委員

いえ、私は1度発言しておりますので、後で結構です。

○横山座長

ありがとうございます。

では、都築さんお願いします。

○都築オブザーバー

すみません、では発言をさせていただきます。

私は単純な話でございます。

我が方としましては、本件、制度の持っていく方の議論だけでなく、市場運営者としての実務的なフィージビリティも含めて検討してきております。こうした観点から、今回の提案の方向性については基本的に賛成したいというふうに思っております。

あと、また実施する立場としても実施可能だというふうに考えております。

他方で、今回の内容についても、委員の御発言もありましたが、理論的に唯一の解というわけではなくて、やってみないと分からない部分というのは引き続きあるというふうに承知をしております。

したがって、システム化が間に合わないことも相まってということなんですけれども、アドオンされる部分はかなり手作業になると予想しております。簡単なマクロを組んで対応するなど、

工夫はしていきたいというふうに思っておりますが、この点については御理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、関西電力の小川さんお願いします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○小川オブザーバー

私からは、発電事業者の立場として3点ほど申し上げたいと思います。

まず1つ目でございますが、これはお礼でございます。事前確認スケジュール、今回整理いただきました。入札価格の事前確認制の手続きですけれども、これは31ページに整理いただきましたので、これは事業者への実務を考慮した非常に柔軟なスケジュールとしていただいておりますので、ありがとうございます。このスケジュールに沿って実務的にきっちり対応してまいりたいと思います。

それから2つ目、小売事業の激変緩和に関してでございますが、資料の36ページのところでございます。

この激変緩和措置につきましては、約定価格を2段階とした場合の斜線部分なんですけれども、これはページ、36ページの図のところでございますけれども。シングルプライスにするのか、マルチプライスにするのかということでございますが、今回、改めて入札のルールとして逆数入札をなくす、維持管理コストには減価償却を含めないということが明確化されておりますので、仮にこの斜線部分をマルチプライスとした場合は、これは経過年数減額によりまして、やはり維持費割れになる電源が出てくる可能性があるというふうに思います。

恐らくこの斜線の部分には、他市場からの収入がほとんどなく、容量市場への依存度が高い電源が維持管理費の入札で入ってくるというふうに考えられますので、やはり斜線部分の取扱いについてはシングルプライスでしていただくほうがよろしいというふうに考えます。

それから、3番目でございますが、今回、これ入札ルールとして、売惜しみの防止ということで、一定の基準を満たす電源は対象外でありますけれども、基本的には全ての電源を可能な限り容量市場に応札するというふうな整理にされておられます。

先ほども申し上げましたが、逆数入札もなし、それから維持管理コストに減価償却費を含めない、こういうことも明確にされました。その上で、先ほど来、御議論続いておりますけれども、小売事業の激変緩和措置としてこの減額の規模をどうするかという議論がなされているというふうに理解をしております。

発電事業者といたしましては、多くの電源がありますが、それぞれの電源に関しまして、この電源を必要な設備投資や改修をして、引き続き維持するのか、またはもう休廃止するのかということ判断していくわけですが、これは将来の電源の稼働見通しや将来にかかる費用、そして容量市場、あるいは他の市場からの収益、こういったものからの経済性、こういった要素を踏まえて総合的に判断する必要があります。

このような経営判断は、この容量市場の制度の下では、実需給年度の4年後を見据えて我々はやっていくわけですが、現実、これ足元で電力需要が伸び悩んでおりますし、一方で、他市場収入ということで、卸市場価格も低位で推移するという状況が続いております。そういう意味で、電源を維持する環境としては、かなり厳しゅうございます。

とりわけ、先ほども申し上げましたけれども、稼働率が低く、他市場収入がなかなか見込みにくい電源、あるいは高経年化していて設備改修、追加的な投資が必要な電源、こういったものについては厳しい状況であるということは改めて申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員、追加の発言をお願いいたします。

○松村委員

2度目で申し訳ありません。

先ほどの監視等委員会の佐藤オブザーバーの発言は到底看過できません。明らかに間違った発言だったと思っています。

減価償却費というのを入れないということをするれば、それで追加の効果があり、したがって、25%という控除はあり得ないというのは全く間違った、理論的に100%間違った話だと思います。

まず第1に、もともとの整理からして、休廃止するか、あるいは市場に出すかということの差分のコストというのしか認められないという原則は既にもともとあったはずで、したがって減価償却費というのはいらないというのは、もともとその趣旨からすれば当然のことであって、それは各種の委員会で繰り返し繰り返し言われていたことだったはずで、したがって、実態は変わっていない。実態は変わっていないで、しかし、それを明確にすること、当然のことを明

確にするという意味では大きな改善であって、もちろん、今回の事務局の提案も、前回の佐藤事務局長の御発言も正しいと思うんですが。だから、これが追加的な措置であって、だから減額というのは、これで25%があり得ないなどというのは、もう全く100%間違った理解だと思えます。これはもう基本的に今までも当然そうであったものというのを確認したというのにすぎないと思っています。

もし、今年度減価償却あり得たとすれば、それは初年度という特殊性、途中の年度は支払いが受けられないというので、その年度というのを維持するという事に関わる極めて限定的なものというのは入り得る余地があったと思うんですが、いずれにせよ、翌年度以降はあり得ないことだというふうに思っています。

今回のものは、制度を変えたのではなく、当然にやるべきことというのを明確にしたということだと思います。

そういう認識だとすると、私はむしろ今回の監視のほうを心配になってしまう。これが新しい措置だという誤認するような考え方で今年度の監視ってしちゃったの、というようなこと、むしろ不安になるぐらいのことであって、私はその措置を入れたから25%があり得ないなどというのは全く非論理的だと思えます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ちょっと時間はオーバーしておりますが、ほかに委員の方、オブザーバーの方で御意見のほう、よろしいでしょうか。

事務局のほうから何かコメントありましたら、お願いしたいと思いますが。

○森本電力供給室長

本日も……。

先に佐藤さんのほうから。

○横山座長

すみません、佐藤さんから発言希望がございます。すみません、佐藤さんお願いします。

○佐藤オブザーバー

ちょっと松村先生の発言に関してなんですが、少なくとも今回の監視等委員会の監視に関しましては相当厳格にやります、減価償却のところにつきましても、どのような、入り込んでいるかどうかというのは私の今の発言とは全く関係なくやりましたので、御心配なきようお願いいたします。

あともう一つ。ただ、やはり私が言いたかったところのもう一つのところは、激変緩和措置の目的としまして、そこはこれまでの旧一般電気事業者の多くの設備に関しては二重取りになるという、相当その目的があって激変緩和措置をつくったという目的はありますので、そこに関して思いを致さらないというのは、やはりおかしいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、森本さんのほうから全体を通しましてコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○森本電力供給室長

本日もいろいろ議論、ありがとうございました。

ちょっといただいた意見も踏まえながら、次回、さらに詳細の案を御提示させていただきたいというふうに考えてございます。今日の議論の中でもございましたけれども、来年度のオークションといったことを踏まえすと、そろそろ大きな方向性を決めていかないといけないなというふうに感じている次第でございます。

また、これすみません、私自身が本制度をこれ今半年間ほど御議論をさせてきていただいた中でいろいろ感じているところ、たくさんございますけれども、1つどうしても心がけたいなと思っているのは、制度自体が複雑になればなるほどいろいろなことが多分起こって、また問題も含めて起こってくるんじゃないかというふうに理解をしております、制度をできるだけシンプルにつくっていききたいなということは考えてございます。

ただ、一方で、もう既に御説明させていただいているとおりで、たくさんのファクター、考慮しないといけないといったところで、こういった制度が今なりつつございます。ただ、できるだけ皆さんの意見も踏まえつつ、ただ一方で、できるだけシンプルに、制度を分かりやすくつくっていききたいなと思ってございますので、その点だけぜひ皆さんに御理解いただいて、最後、できるだけうまく着地をしていきたいというふうに思っております。引き続き、御協力をよろしくお願いできればと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

本日もこの容量市場の論点につきましては、たくさん御意見をいただきまして、ありがとうございます。

本件は、オークション結果の公表以降、森本さんがおっしゃいましたように、半年にわたって様々な論点について御議論いただいてきたわけございまして、本日、ある程度の一定の方向性が見えたかなというふうに思いますし、またちょっと御意見の分かれている論点もあると思います。事務局におかれましては、来年度のオークションに向けてこれまでの議論を踏まえた方向性の取りまとめをもうしなきゃいけないということで、次回までにその作業を進めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、続けまして、議題（２）非化石価値取引市場についてということで、資料４に基づきまして、事務局より御説明をお願いします。

○小川電力基盤整備課長

電力基盤課長の小川です。それでは、資料４、非化石価値取引市場について御説明いたします。

まず、スライド２ですけれども、前回、３月１日に非化石価値市場需要家利便性の向上ということで御議論いただきまして、この３週間余り、かなり集中的に検討を行ってきました。本日、また新たな方向性についてお示しの上、御議論いただければというふうに思っております。

スライド７に飛んでいただきます。前回の振り返りということで、直接購入、価格、トラッキングといった点で御議論いただきました。今までやってきた取組全体の構造と新たによっている需要家の利便性の向上のニーズ、これをどういうふう to 実現していくかというところで慎重な御意見もいただいたところであります。

その後、次の８スライドですけれども、私どもも精力的に需要家との意見交換を行ってきております。直接購入のニーズのほか、価格面でのリクエスト、さらにはトラッキングの重要性、こういった点について御指摘をいただいております。

また、再エネ価値へのアクセスのニーズということで、次の９スライドにありますけれども、別の委員会、再エネ大量導入小委におきましても御議論いただいております。そうした中で、このFITの今の最低価格の在り方について幾つか御意見をいただいております。価格の引下げをしてはどうかというところも御意見をいただいております。また、トラッキングのところ。これはFIT、国民負担の下に導入を促進しているものである以上、そもそも同意が必要なのかといった御意見もいただいております。

こういった点を踏まえて、今後の在り方を御議論いただくに際しまして、海外の制度、こちらもいろいろ勉強してまいりましたので、それにつきまして10ページ以降で御説明いたします。

大きく北米、それから欧州。

初めに北米でありますけれども、北米におきましてはREC、Renewable Energy Certificate という形で、これは歴史的には、左下にありますけれども、ほぼ20年ほど前から始まっておりま

す。現状、大きな特徴としましては、上の概要の2つ目のポツのところにありますけれども、RPSなどの一種の規制ですね。そういった中で目標達成用の市場、「コンプライアンスマーケット」と呼んでいるところと、それとは無関係、言ってみれば需要家と発電者で任意の市場と、こういった2つの市場が併存している形であります。言ってみれば、前者のほうが発電、電力事業者間の取引、2つ目が需要家が入ってきている取引ということになります。

取引量につきましては、右下のところに使用量という形で記しておりますけれども、1,600億キロワットアワーの程度になっているところでもあります。

続きまして、12スライドであります。

アメリカの特徴としまして、規制的な措置、ここで言うRPS、左下にありますけれども、こういうのを導入している州、約30の地域と、そういったものがない地域、色のついていないところがあります。

そうした場合に価格形成がどうなっているかといいますと、右のほうに、右下に記しておりますのが、これがコンプライアンスマーケットという一種の規制・義務的な達成が求められる中の価格形成でありまして、州によってはということで上の枠囲いを書いておりますけれども、4円程度。下のグラフを見ていただきますと、上下動しております2円程度、3円程度、州によっても違います。この辺、私どもがヒアリングをしたところによりますと、それぞれの州の施策による、再エネの導入に要するコストなども踏まえながら、それぞれの州でこの辺の価格形成の一種規制の強度との関係で価格が決まってくるところがあると。これが1つ、コンプライアンスマーケットの価格形成になります。

もう一つが、次の13になります。こちらがそういった一種の規制に基づくものではありませんで、自由取引。今で言いますと、例えばRE100というものを達成しようとする需要家のニーズに応えた証書の取引になります。こちらにつきましては、価格帯としましては、例えば0.1円前後といったことで大きな差がついております。

イメージとしましては、アメリカ全土の1つのマーケットとして、このボランティアなマーケットがほぼ統一の価格。それぞれで取引は違うにしても、ある程度そろった価格での取引と、もう一つ、先ほど言いました州単位で、これは規制の在り方に応じて決まってくる価格帯と、こういった2つの市場形成がなされております。

次の14スライドですけれども、トラッキングはそれぞれなされておまして、アメリカの場合には比較的取引市場、電力の取引市場そのものにおいて、このトラッキングがなされているという例が多くなっております。

続きまして、欧州になります。

15スライドを御覧いただければと思います。

こちらにも再エネを対象にしておりまして、発電源証明ということで呼ばれておりますけれども、もともとは、こちらにも左下、設立背景にありますとおり、今からおよそ20年ほど前に始まっております。制度化されましたのは、2009年のEU指令によるところでありまして、再エネ導入促進の観点で、再エネの属性情報の開示をするということがEUレベルで決まりまして、それに基づいて、この仕組みが整備されてきております。

現時点では右下、導入状況とありますけれども、29か国で形成しております、発行主体はそれぞれの国によって違ってきますけれども、全体として統一的なシステムを担うことになっております。

次、16スライドを御覧いただければと思います。

全体の量は、直近では約6,000億キロワットアワーとなっております。ここでの特徴は、少し右下のグラフ、円グラフがゆがんで見にくくなっているところあるかもしれませんが、一番多いところ、例えば水力、ノルウェーとスウェーデン、北欧が多くなっている。一方で、ドイツも結構な量。ここは使用量なので、ここではちょっと見えてこないんですけど、発行量。すみません、ここにはない数字で申し上げますと、発行量で言うと、ドイツは非常に少なくなっております。その理由としましては、ドイツではFITによる支援を受けた者についてこの証書を発行しないという、これは国の方針でやっているところがありまして、欧州、統一的なシステムでありつつも、そういった国ごとの違いもあると。そうした中で、例えばドイツ、使用量が多くて、北欧の証書がたくさん流れ込んでくるということに関して、一種の貿易摩擦ではないですけど、域内統一のルールをどうするかという点について今まさに課題が生じているということ、これは欧州の当局の方も話しておられました。

続きまして、価格、トラッキング、次の17スライドになります。

欧州の場合、ここはアメリカで言うところの自由な、自発的な市場、需要家がこの証書を使っていく、活用していくという市場でありまして、現在の価格帯、非常に低い水準となっております。特徴としましては、それぞれの証書、電源、あるいは産地と言いましょか、発電の場所とひもづいているということで、少し、2つ目に例がありますけれども、例えばということで、量の豊富な、で、従来からあるようなノルウェーなどの水力、これは価格が安い一方、例えばということでもいいますと、オランダの風力のほうが高いと。

この辺は需要家がどういう証書を欲していくかにもよりますと、聞くところによりますと、それぞれのローカルの例えば事業者は、なるべく自分の立地に近いところの証書を選んでいくとかといった状況の中でこういった価格が形成されているというふう聞いております。

以上が海外の同様の仕組みの直近の状況でありまして、こういった点も踏まえて、今回こういうふうを考えていってはどうかというのが次の18スライドになります。

現行の非化石価値取引市場というものの、そもそもの趣旨は、小売の非化石電源比率目標の達成の後押しということで始まっております。副次的な効果として、FIT賦課金の軽減、あるいは非化石投資の促進といったところも期待されているところであります。

こういった形でスタートして、取引も徐々に増えてきているところではありますので、今回、需要家ニーズの高まりの中でということではありますけれども、制度の見直しに当たって、この創設の趣旨というのを損なわないことが大前提になるというふうを考えております。

その上で、現在、カーボンニュートラルに向けてということで、民間事業者の取組も加速する中で、そういった事業者、需要家の電気の再エネ価値へのアクセスを求める声にどのように応えていくかという点につきましては、今し方御報告しましたような欧米の例なども参考にしつつ、需要家が参加できる市場というものと、従来、これまでやってきました発電・小売事業者間の取引の市場というのを分けて考えてはどうかという御提案になります。

その際に、下から2つ目のポツになりますけれども、まず需要家が参加して取引するところにつきまちは、FITに基づく証書というものを対象にしてはどうかというふうを考えております。

その具体的なイメージということで、次の19スライドにありますけれども、今までの市場取引の在り方が19ページの下の方になります。今まではこういった形で、ここでFIT、非FIT、それぞれの証書を扱ってきておりますけれども、今回の御提案はこれを上の新しいところ、FIT証書を対象として取引。その取引に小売の電気事業者に加えて、大口の需要家も購入可能なようにするという形を考えております。

その具体的な方法、検討すべき事項ということで、次の20スライドになります。

いろいろ検討すべき事項として、例えば、では需要家の参加といったときに、すべからく市場参加を認めるのかといった点。例えば大口、まず大口に限定といったときにどのような基準にしていこうかといった点があります。また、検討すべき事項として2ポツに記しておりますけれども、そもそもの価格水準、決定方法、取引の開催頻度。これまでの非化石価値取引市場でもあった課題と、また新たに浮上する課題が出てくるところであります。そういった点も整理しながら、かなり意欲的にということと言えますと、2021年度後半から始めて、22年度に本格的な実施を目指すこととしてはどうかというふうにしております。

また、3つ目のなお書きにありますけれども、大きく、上の新しい再エネの価値の取引市場としてFIT証書をまずは対象としつつも、19スライドの下にあります非FIT証書の中でも、再

エネ指定ありの証書につきましては、再エネ価値を有しておりますので、この価値をどのような形で需要家がアクセスできるようにしていくかという点については今後検討していくこととしてはどうかというふうにしております。

続きまして、21スライド。こちらは、従来から行ってきております高度化法に基づく義務を達成するための市場ではありますが、FIT証書を対象から外した場合に整理すべき点としましての2つ目のポツにありますが中間目標の在り方というのがまずあります。

それからということと言いますと、さらに、ここの市場の趣旨、先ほど海外の例でもありましたけれども、再エネの投資促進といった点も含めて、この市場におきまして新たな最低価格の設定ということの検討も必要になってくるかというのが3つ目のポツになります。そして、検討すべき事項、従来からの課題で、引き続きの課題にもなっておる点も出てくるかと思っています。まずは、これまで既にもう取引されている証書との関係、あるいは中間目標ということで、この第1フェーズと呼ばれるものがスタートしておりますので、そこでの達成状況の評価、さらには料金への反映方法、そして投資につながるためのスキームの在り方、こういった課題があるというふうを考えております。

加えて、22スライドになります。トラッキング制度ということで、これは特に需要家のニーズ、RE100などに使えるという観点からも非常に重要になってきている論点でありまして、FIT証書につきましては2019年から実証を開始しており、非FIT証書につきましても、今年の8月から実証開始予定であります。

他方、FITの証書につきましては、現状トラッキング付きの証書は僅かにとどまると。発電事業者の同意を得るという形で今行っているということでもありますので、こちらにつきましては別の委員会でご議論が始まっておりますけれども、この同意を不要とする方向で考えているところであります。

こういった取組によって、現状、トラッキング付きのFIT証書は限られた量になっておりますけれども、こちらについても早急に、2021年度中にはほぼ全量のトラッキング実施を目指していくこととしてはどうかというふうを考えております。

また、FIT証書にとどまらず、非FIT証書について、こちらは今年から実証が始まるころでありますけれども、こちらについても早期にその量を増やしていく。それによって拡大する需要家のニーズに応えていくこととしたいというふうを考えております。

以上、まとめましたのが24スライドになりまして、FIT証書については21年度からほぼ全量的に言いますと900億キロワットアワーということで、これは毎年、現在1割程度ずつ増えておりますけれども、全体の発電量が増えるに合わせて、この証書の供給量も増えていくというふ

うに考えております。

一方で、非F I T、下のほうですけれども、これにつきましても、まずは21年度からのトラッキング実証の開始ということで考えていきたいと思っております。

最後、取引全体の情報公開と監視ということで、いろいろな意味でこの市場参加者、ニーズ、高まっている、この非化石価値の取引につきましては、既にオークションはもう始まっておりますけれども、そういった取引についてのさらなる透明性の向上は不可欠と考えております。

そういった意味で、25スライドに記しておりますけれども、売り買いの入札総量なども、これに尽きるかというのはまた別の議論があると思っておりますけれども、まずは売り買いの総量については公表していくということ。さらに、監視、市場における取引の監視という点については、取引監視等委員会とも連携しながら検討を進めてはどうかというふうに考えております。

事務局からの御説明は、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、非化石価値取引市場につきまして、御説明の内容につきまして発言を希望される方は、先ほどと同様に、チャットのコメント欄にお名前、発言希望の旨を御記入いただければというふうに思います。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

まだどなたもお書きになっていないようですが、小宮山委員どうぞよろしく願います。

○小宮山委員

小宮山でございます。御説明いただきまして、誠にありがとうございました。

ただいまの御説明いただきました内容に、基本的に方向性について賛同させていただきたいと思っております。

その中で、今回F I T証書につきましては新たに再エネ価値取引市場、非F I T証書については高度化法義務達成市場を新たに形成して、今回の高度化法の非化石電源比率からF I Tの目標を控除するという、そうした方向性についても合理的であるというふうに感じている次第でございます。

その中で、先ほど御説明ございましたスライド20でございますけれども、その中で、今回F I T証書については再エネ価値取引市場を新たに創設するその背景として、非常に需要家のニーズが拡大していると。環境表示価値、ゼロエミ価値を大口需要家が直接購入する、ニーズが拡大してきたという、そういう背景に基づいて今回創設されているというところで、そうした背景も踏

まえて今回挙げてくださいました検討事項、価格の決定方法、開催頻度を今後検討を深めていくことに賛同させていただければと思います。

その中で、今回例として転売についても挙げられておりますけれども、今回、需要家様自体で、ニーズの広がりの中で今回市場を創設されているということで、転売の可否や、条件付きの転売を認めるかどうか、そうした今回の背景を踏まえて議論することが大事なというふうに考えております。

それから、最後に21枚目のスライドでございますけれども、今回ここでも、非F I Tのほうでも検討事項を挙げてくださいしておりますけれども、この方向性について賛同させていただければと思います。その中で、記載にもございましたとおり非化石投資の促進というのが大変大事な目標というふうに認識しておりますので、この非化石投資促進の観点から検討を今後進めることが大変大事であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続いて、まだお書きになっていないですね。委員の皆様いかがでしょうか。

安藤委員お願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。

18枚目を見ながらお話をしたいと思うんですが、ここで再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場、これを2つに分けるといことが果たして市場においてこのような取引を行う電力、特に新電力の立場から適切なのかなということには少し疑問を持っております。

例えば、再エネ価値をお客さんに訴求したいという場合には、再エネ価値取引市場のほうで購入をしないといけない。それだけではなく、高度化法の義務を達成するためには、そちらの別の市場でも購入しないといけない。しかし、高度化法の義務の達成のために買った非F I T証書については顧客に転嫁することが難しくなるのではないかみたいなことも考えたときに、今回の御提案は、アメリカなどではこういうふうに2つの市場でやっているということがベースにあるようには感じておりますが、こういう役割のすみ分けみたいなことまでやっているのかどうか、このあたりどうなっているのかということについて教えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○横山座長

ありがとうございます。では、後ほど小川さんのほうからまとめてコメントいただきたいと思

います。ありがとうございました。

それでは、続きまして秋元委員お願いいたします。

○秋元委員

ありがとうございます。

今回、非化石価値取引市場を大幅に変えるというような御提案だと思います。いろいろほかの委員会等でも多くの御要望があつて議論が出されていますので、そういった意味で検討の可能性という、改正の可能性ということを検討していくということで御提案をいただいたということに関して感謝申し上げたいと思います。

ただ、この問題はなかなか、ほかの委員会でも申し上げているんですけども、難しいなと思っているのは、今回の御要望、私の理解ですと、特に大口需要家の皆さんの中で、特にグローバルに展開されているような企業がRE100の要請が非常に強まっている中で、再エネの証書に安価にアクセスしにくいと。そうすると、高い証書を買わないといけない中で競争力が落ちてしまうということが大きな問題点としてあるのかなというふうに思っています。

ただ、一方で、再エネを増やしていかないといけないという中では、FIT以外の非FITのところはどう投資を促進していくのかということところが非常に重要で、安価にしまえば、非FITの再エネが投資が促進していかないとということになりますので、そのあたりの矛盾という部分を解消しようということと分離を御提案されたんだろうというふうに思います。

両方のニーズがある中で、両方のニーズを満たせないかという意味での御提案なんだというふうに思いますので、そういう面で歓迎はしたいと思います。

ただ、なかなかやっぱり、これ考えていくと、そもそも若干矛盾したものの要請を取り扱わないといけないということなので、相当難しいんじゃないかなという気もしています。

1つは、FITに関しては国民が既に負担したものに対してその価値をうまく使っていただくということで、最低価格がある中でそれを引き下げることによって、もっと市場に回して活用してもらおうということで、なるべく全体が最適化するような量と価格がうまく決まればいいかなというふうには思いますが、恐らく最低価格をどうするかというところはやっぱり難しい問題で、安くし過ぎたり、取っ払ってしまえば、限りなくゼロに近いようなところになってしまいますので、国民が負担した価値を一部の需要家だけが享受してしまうということになりかねないので、そのあたりの適切な価格づけというところがまず難しいかなというふうには思います。

また、あまりそこが安くなってしまうと、先ほどの問題、同じ問題ですけども、非化石、非FITのところ投資促進の妨げになってしまうということになってしまいますので、大口需要家がFITのほうの証書に安く流れてしまえば、非FITの非化石の投資を促進しなくなってし

まいりますので、これまた矛盾した形で難しいかなというふうに思いますので、今後、この検討を始めるということ自体に関しては賛成するわけですが、相当慎重にやっつけていかないといけないと思いますし、もう一つ申し上げますと、既に市場がスタートしていますので、それを基に投資を決めてきている投資家もいると思いますので、それに不利益になるような形も避けなければいけないと思いますので、これから相当慎重に議論を進めていく必要があるかなというふうに思います。

そういうことを申し上げて、検討を始めるということは結構ですけども、慎重な検討が必要だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○横山座長

ありがとうございました。

安藤先生のほうの御質問について、事務局のほうからまずはコメントをいただけるということなので、小川さんのほうからよろしくをお願いします。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。

安藤委員、秋元委員から非常に重要な御指摘をいただいております、先ほどちょっと御説明が足りなかった点を先に補足しておきたいというふうに思います。

まず市場の構造のところ御提案、19スライドを御覧いただければと思います。ここで、あたかも大口需要家のみがこの上の再エネの価値を独り占めにするのではないかとといった点、この絵から見えるんですけども、価値自体は従来どおり小売事業者が買って、小売事業者経由で需要家、消費者なども当然買うわけですし、その小売事業者を経由せずに大口需要家が直接買うこともあると。そういう形というふうに御理解いただければと思います。言ってみれば、今のFIT証書の再エネの価値というのは、1.3円という最低価格の下でほとんど売れずに残っているという中で、それを欲する需要家、あるいは消費者の方々により広く渡るような、もちろん価格がどれぐらいが適切かというのは今後の議論ですけども、この点を広く需要家に渡していくというのがまず1点目になります。

それからもう一点、これもちょっと御説明が不足しておりました。下の、今までの市場の中で、この小売から見た場合にどうなのかという御指摘、安藤委員からもお話ありました。ここで、小売の事業者は高度化法の義務として買っていく証書について、そこに当然再エネの価値というのが含まれております。そうした場合には、その再エネ価値を基にさらに需要家に訴求していきけるということですので、この図についていないところで言いますと、小売から、今度右に当然再エネ価値を訴求していく。ただ、その場合の価格が、言ってみれば、高度化法での価格と再エネと

しての価値、価格というのが分かってきますので、下のほうを経由して需要家に渡る再エネの価値と上のほうで取引される再エネの価値というのが同等になっていくというのが基本的な考えでありまして、それが安藤委員からも御質問がありました、アメリカでどうなのかということですが、同じく義務的などころで購入された価値のうち、再エネというところで需要家に訴求する価値というのは、当然購入した後にもさらに需要家に販売されていくという形だというふう

に理解しております。

もう一点、秋元委員からありました非F I Tの投資の促進というところ、これ非常に重要な点だというふうを考えておりまして、その点も踏まえて、現状、この非F I Tについては最低価格というものが定められておりませんが、こうした形で分ける場合には何らか最低価格というものを設定していくことが重要でないかということをお示したところであります。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして松村委員お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

一応念のために、まず最初に確認をさせてください。

今回の提案によって、事実上F I Tの市場って切り離されるという格好になるんですが、これによって高度化法上の何か義務が実質的にハードルが高くなるとかということを意図したものではありませんよねと。今まででも売れ残りというのがあって、その売れ残りというのをある意味で配分される、実質的に配分されるというようなことによって目標、F I Tのものも含めて全体でこれだけの割合を入れようという、そういう発想だったものが、切り離されたからといって、それでハードルを高くするとかということではないですよ。当然そうだと思うんで、もしそうでないときだけ回答を後ほどお願いします。

私は当然そうではないということを前提にして、つまり実質的な高度化法の下で負っている義務というのが今までよりきつくなるというわけではないということを前提として発言させていただきます。

今回の事務局の提案は、高度化法に基づいて第1フェーズがもう始まってしまっているという、

そういうことを前提とすれば、それじゃぶ台返しして、もう既に調達した事業者だとかというのの利益を著しく阻害するような格好でチャラにするということは当然できないという制約があり、一方では大口の需要家ではもう悲鳴が上がっている、再エネの調達というのは日本ではコストが高過ぎるということで悲鳴が上がっているという、この2つというのを同時に満たさなければいけないという厳しい制約の下で一生懸命頭を絞って合理的な案を出してくださったというふうに思っています。私自身は、こうでない、市場を分けないというようなやり方もあり得るということとを前回発言はしたのですけれども、そちらのものが今回の提案のものよりもすぐれているとは必ずしも思わないので、今回の事務局の提案というのは、そのようなきつい制約の下で合理的に出てきた案だと思います。

その上で、まずFITのほうの新たにできる市場の最低価格というのはもちろん下げるということは前提、あるいは場合によっては廃止するというのもあると思うんですが、これがすごく中途半端だと、目的を達成できないということなので、もう市場を分けちゃうということをするならば、私はもう最低価格というのを撤廃する、あるいは相当に下げるということを選択肢の一つとしてぜひ検討していただきたい。

その上で、そうすると非常に価格が下がるということが予想されるわけですが、その非常に下がった価格で今度小売事業者がそこから買い——まあ、買うことはできるんですけども、そこで買ったから義務を達成したということになると、今までとの制度の連続性というのがなくなってしまうので切り離すということなんだろうと思います。

逆に言えば、切り離すということが出てきたということは、もうここは相当に思い切って下げるとということが念頭に置かれてこういうのになっているんだと思いますので、ぜひともその点は進むようお願いいたします。

それから、次に、これは今発言すべきことでもないし、この委員会で発言すべきことでもないというのは十分承知の上で、そもそもこれ無理に無理を重ねているのは高度化法という枠組みがあるからなんですよね。その高度化法という枠組みが本当にいいのかということは、いずれ考えなければいけなくなると思います。例えば、今もう世界的に炭素税の導入、カーボンプライシングという議論が、まあ、今までももちろん大きかったわけですけども、さらに加速している。さらに、国境でカーボンプライシングがちゃんとされていないというか、炭素税が低過ぎるというようなところは国境で課税しようなんていう議論も出てきている。その中で非化石市場、高度化法の枠組みというのを維持して、それで例えばカーボンプライシングとしてはそこそこ低い値しか入れていないのだけれども、非化石市場のようなものでコストが上がっているんで、実質的にはカーボンプライシング、非常に高い水準になっているのと同じですと国際的に説明して本当

に通用するのか、国際的な国境での環境税って回避できるのかということ。可能性はあると思いますが、私は相当リスクがあると思っています。

そのときに、駄目だと言われるとすれば、これは非化石に投資するというインセンティブはあるのかもしれないけれども、例えば火力発電所の効率を上げるだとか、石炭をガスに替えるだとかということによる二酸化炭素の削減というのを全く評価されないような、こういう市場でコストがこれだけかかりますということを書いて、それがカーボンプライシングに類似ですなんていうような理屈が本当に通用するのかということをよく考えなければいけないと思います。大きく状況が変わったという下で、この枠組みで本当にやるのか、あるいは国際的にも通用する炭素税というのをそれなりの価格かけて、ほかのものというのを廃止するということをしたとしても、当然非化石はゼロ・エミッションですから、炭素税によって大きく経済優位性は高まる、つまり後押しされるということになるはずです。そういうのに巻き取っていくということを考える時期に来ているのではないかと、高度化法そのものというのを再考する時期に来ているのではないかと、思います。

この委員会で言うことではないというのは十分承知の上で、この点、今回の制度が決着した後でぜひ検討していただきたい。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、オブザーバーの方もぜひお願いいたします。

それでは、イーレックスの上手さんお願いします。

○上手オブザーバー

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

まず、今回、市場見直しの方向、検討の材料ということで海外の概要を御整理いただき、大変感謝いたします。

再エネに対して適切にコストを負担して環境価値を表明したいという需要家にとって、今回の再エネ価値取引市場で購入できる機会を提供することは有益だと思っていますし、購入量の裾野が広がれば、将来的に再エネ電源がFITとかFIPから自立する観点からもよいという

ふうに思っておりますので、方向性については賛同いたします。

ただ、需要家向けの新たな市場を創設する際には、グリーン電力証書とかJ-クレジットとか、ああいっただのものとの相互交換とか、そのようなスムーズな移行を図るような複数クレジットの環境を抜本的にぜひ整理していただきたいというふうに思っております。

その上で価格と量について別々にコメントしますが、まず価格については、最終的には市場原理に任せるのが合理的であるというふうに考えています。しかし、FIT賦課金の低減、原資を確保することですとか、既に購入している事業者との不公平感を考えますと、第1フェーズは、まずは現状維持として、トラックレコードを踏まえて第2フェーズで改めて最低価格などの検討を行えばよいのではないかとこのように考えました。

それから、量については、高度化法との関係で中間目標からFIT証書を控除という事務局案がございましたけれども、これは需要家の調達量がどのぐらいになるかですとか、あと証書の供給とのバランスを見ながら取扱いを考えていくべきところなんではないかというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、エネットの池田さんお願いいたします。

○竹廣オブザーバー代理（池田）

エネット池田でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー代理（池田）

ありがとうございます。竹廣に代わりまして発言させていただきます。

18ページの見直しの基本的方向性についてコメントを申し上げます。

高度化法義務達成市場へ供出される証書は、原発と大型水力が大半だと思われます。高度化法の義務履行のためとはいえ、総括原価で建設された原発と大型水力ばかりに資金が流れることは、再エネメニューや関連ビジネスの広がり面で懸念があります。

21ページによりますと、FIT証書相当分を高度化法の目標から控除するということがありますが、一方で、証書に新たな最低価格を設定することによって、これでは原発と大型水力に資金が流れるという構図がより強化されるのではと懸念しています。

今後の議論に当たっては、こうした問題が解消されるのかどうか見極める必要があると思っ

おりますので、その観点も含めての御検討をお願いします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、出光興産渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

出光の渡辺でございます。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

今回いただいた御提案につきましては、非化石価値の取引市場を、新しくつくる再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の2つに分けていくという御提案だというふうに理解しております。かなりある意味大きな見直しで、このような見直しを御提案のとおり実施していくということになりましたら、この影響を受ける事業者ですとか、需要家の視点も入れて、ほかの選択肢も含めて慎重に検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

そういう観点で、5つの視点で意見と確認事項をお伝えしたいと思います。

1つ目が取引される証書の持つ価値という視点でございますが、これは高度化法義務達成市場で取引される証書には、これまでの整理では、高度化法達成に必要な非化石価値と、あと環境価値、この両方を持つものだというふうに理解しております。

一方で、新設するとしておられます再エネ価値取引市場で取引される市場というのは、これは高度化法と関係ないということになりますと、非化石価値というものではなくて、ある意味環境価値だけだというふうに理解していいんでしょうかということと、価値が違うということになりますと、当然価格も違うということになるという整理でいいのかということを確認させていただきたいと思います。

2つ目が高度化法の目標達成に向けた事業者間の公平性の視点ということで、履行義務を負う小売事業者としては、目標達成に必要な証書がこの高度化法義務達成市場にきちんと供給されるかということが問題だというふうに考えております。

一方、特に対象電源を考えますと、売手は特定の事業者にかなり限定されているわけで、買手側との情報の非対称性というものが非常に大きいというふうに考えていますので、この取引の公平性というのをどう担保していくかということとはよく考えていく必要があるのではないかと。

透明性を上げていくということで公平性を担保するというのであれば、例えば全量、市場で

の取引にするというようなことも検討に値するのではないかなというふうに考えております。

3点目が再エネの電源開発拡大への貢献という視点でございまして、高度化法の目標の実現のみならず、目指すべきはカーボンニュートラルの実現ということですから、非FITでの新たな非化石電源の開発拡大というのは非常に重要なので、この市場もぜひそれを促進するための政策の一つとして機能するようにしていく必要があるのではないかと考えております。

小さい例かもしれませんが、例えば自家消費といいますか、需給一体型の再生可能エネルギー電源で系統につながっていないものというようなものも増えつつありますので、これらにも高度化法義務達成市場の証書価値というものをきちんと与えていくというようなことも1つの手段ではないかというふうに考えております。

4つ目が再エネ電源を利用する需要家の皆様への影響という視点でございまして、本来、我々小売事業者としては高度化法を遵守するということが事業の目的ではございまして、様々なエネルギーニーズを持っておられるお客様に非化石、再エネのクリーンな電力をより身近で使いやすいものにして提供していくことで、お困り事みたいなものを解消して、一定の利益をいただくということが事業の目的でございますので、そういう観点で需要家目線に立ちますと、同じ環境価値を手に入れるために再エネ価値の取引市場に直接アクセスできる一部の需要家と高度化法の履行義務を負う、さっき申し上げた事業目的を持った小売事業者を経由してしか手に入れない需要家、この間にどういった差が生じるのか、あるいはその差が産業の競争力にどういった形で影響が出るのかというようなこともやはり確認しておく必要があるのではないかと考えております。

あとは、先ほども御意見ありましたが、J-クレジット、グリーン電力証書など既存の価値取引との整合性を取るのをどうしていくかということ。

5点目は、市場制度の利用者の視点と申し上げますが、シンプルさ、分かりやすさ、利用の利便性という観点でございまして、前回も申し上げましたとおり、電力におけます非化石、あるいは環境価値に対する社会の認識とか社会からのニーズが、当時この市場を設計していたときと比べますと、間違いなく大きく変わってきておまして、そういった社会が変わっている以上、制度や規制とか政策もそれに合わせて変えていくというのは当然だと思います。したがって、今回議論していることはそれで価値があることだし、議論していくということは非常に重要だというふうに考えておりますが、一方で、この非化石価値取引市場以外での制度ですとか政策においても、当然何らかの見直しが必要だという状況になっていると思いますし、今後なってくるということは確実ではないかと思っております。

特に企業の事業活動がグローバルで展開しているということを考えますと、日本の制度ですとか規制が世界で使われている制度や規制と整合性を持つということもまた非常に利便性の高さに

つながるといふふうに考えておりますので、これもこの作業部会で議論することではないということは重々承知しておりますが、現行の枠組みの中で個別の施策、制度、政策を増築、改築して対応していくというだけでは、ますます全体が複雑になっていくということは避け難いと思いますので、目的はカーボンニュートラル実現ということを実実にしていくんだということにおいて、現行の枠組みを超えてでも、よりシンプルで分かりやすいものを目指した、ある意味新築みたいなものを他方で準備していった、最終的には今のものをそちらに、新築のほうに引っ越しさせていくというような手当ても必要じゃないかというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、関西電力小川さんお願いいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。

私からは、まず今回、事務局から御提案いただきましたこの内容でございますが、これは需要家の皆様の御要望を満たしつつ、現行の非化石市場の趣旨であります小売事業者の非化石比率達成の後押し及び非化石電源の維持・促進を両立させようということだというふうに理解しておりますので、この考え方につきましては十分理解できるものと考えております。

その上で、この2つの市場に分けるといふことにおきまして、高度化法達成市場につきましては少しコメントしたいと思います。

まず、今後の検討事項にも挙げていただいていると思いますが、もう既に現行の非化石制度の下、2020年から2022年度を第1フェーズとして中間評価、これスタートしております。目標達成に向けて、既に証書を調達されている小売事業者様も存在します。

今回、第1フェーズ期間中での制度変更ということですので、やはり既に調達を行った事業者が不利となるような事態は望ましくありませんので、やはりこの公平性の確保のためには、価格面、あるいは目標設定といった面でこれまでとの連続性、これが確保できるように検討を行っていただきたいというふうに考えます。

もう一点、この高度化法義務達成市場については、現行の非化石市場の仕組みを維持しながら、非化石投資促進という観点から、新たに最低価格を設定するという案が示されております。

これ、我が国の目指すカーボンニュートラル社会の実現に向けましては、さらなる非化石電源の維持・促進、これが必要不可欠でありますので、最低価格の設定というのはそのような方向性と整合的であるというふうに考えます。

ただ、この高度化法義務達成市場で要した費用ということで、これは繰り返しになりますが、我が国が目指すカーボンニュートラル社会の実現に向けた非化石電源の維持・促進に用いられるということですので、この高度化法の趣旨を踏まえたと、これは需要家の皆様の御理解というのが何よりも大切でございますが、そういった需要家の皆様の御理解を得た上で各小売電気事業者が適切に電気料金に反映できる、こういった仕組みが必要になるというふうに考えますので、この点につきましても御検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、日本卸電力取引所の國松さんからお願ひしたいと思ひます。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

私ども、今非化石価値取引市場を運営させていただいております。そういった中で、本日は他国の例の紹介等もいただきまして、非常に勉強になるところございました。

ここで注意しなきゃいけないのは、他国に関しては温対法的に電気事業者に排出係数というものがない世界でこの再生可能エネルギーの発電、電気というものを考えてつくられたものであるということと、その認定機関が日本のようにしっかりしていないというか、中での、前から申しておりますが、ダブルカウント等がある可能性がある国での制度というのが注意して見ていく必要があるのかなと思ひました。

今回、御紹介いただいております大きな見直しというのに関しましては、まさに現在FIT法で言えば、下限の1.3円に張りついていつている、非FITに関してはその1.3円を目指して寄ってきているのを見れば、それは市場メカニズムで価格がついているというのは言えないのではないかと、抜本的な見直しが必要だと思っております。

その中で事業者、確保義務量がある事業者の義務量と提供量が、まあ、提供量のほうが義務量よりも多い場合に関しては下限に張りつく。それを超えた時点で今度は上限に張りつくというのは大きく見えるわけです。コンプライアンスマーケットの価格の動きというのは、そういった形で大きく動いてしまう。その中で価格のならしをするのは何かというと、やはりボランタリーな買い。それは需要家の直接購入であって、そこが実際の価格をうまく反映していくところではないのかなと思っております。

そういう面では、需要家の直接参加に関してはどんどん進めていくべきだということに思っております。ただ、この需要家が直接、取引所の会員になって参加するのか、それとも電気と同

じように代理購入等を認めるのかというのは、私は考えどころかと思っております。代理購入、代表購入という仕組みを入れることによって、複雑な手続を需要家がしなくて済むというところも出てくるのかなと思っておりますので、その辺は検討を十分していくべきではないかなと思っております。

マーケットを分ける点でございますけれども、今後、FITからFIPに変わり、卒FITもできてくる中で、同じ材、同じものをこのマーケットを分ける。片方は高度化法で使えて、片方は使えないという、なかなか複雑になっていくのではないかなと思っております。

ただ、商品の分割という面で言うと、現在はFITと非FITという言い方をしていますが、再生可能エネルギーの中でも太陽光であったり風力であったり、バイオマスである、そういった分類ごとに分ける必要はあるのではないかなと思っております。そちらの向きでの市場分割というのは、市場分割、商品を分けて考えていくというのは1つあり得る方法かなと思っております。

そうなってくると、やはり大事になってくるのは、トラッキングに対する要求ということでございますけれども、例えばある発電所電気を2社が欲しいと言って争うというのを、争うのを市場で取引するということになるかと非常に細かくなります。トラッキングで何を求めておられるのかというのをしっかりと確認しながらやれば、恐らく再生可能エネルギーの中でも太陽光が欲しいんだ、風力が欲しいんだ、バイオマス、国内のバイオマス、海外から調達しているバイオマス、そういった区分け。その区分けと、あとは地元の応援というのも市町村のレベルのお話なのか、それともエリアのお話なのか、そういったところもあろうかと思っております。

エリアのお話であれば、商品の分割で十分対応できて、それに対応できるかと。かつ、トラッキングで何が大事にされているかという、やはり証明だと思っております。現在、需要家が自分が正しく電気を、再生可能エネルギーの電気を使っているかどうかという証明をする機関がないというのは、まあ、トラッキング証書をお配りしてそれを持っておられるというお話も聞いておりますが、そこが非化石価値の弱点の部分だと認識しておりますので、そういった証明業務に関しましては、この非化石価値取引というものが活性化して値がついていくことについては、再生可能エネルギーの導入促進に必ず資するものであると認識しておりますので、本取引所としても前向きにどんどん検討して行って、需要家への需要家訴求というか、そこでの証明というんですか、証明業務等も私どもでもできることがあれば、しっかり取り組んでいきたいというように考えてございます。

何にしましても、今後の御検討に関しましては、私どもしっかり勉強して、何か役立つように入ってまいりたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京ガス菅沢さん、お願いいたします。

○菅沢オブザーバー

東京ガス菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○菅沢オブザーバー

事務局の方におかれましては、御説明いただきまして大変ありがとうございました。

私からは、2点コメントさせていただきます。

まず1点目は、(3)にあります小売事業環境の激変緩和に関するものです。

今回、スライド43でシミュレーションをいただいております。ありがとうございました。

この論点は、固定費回収の済んだ経年電源の維持管理コストの回収と、固定費回収が済んでいない新しい電源の事業性確保、それから小売事業者の激変緩和という3つの視点のバランスを適切に取ることが重要と考えております。

こういった視点で今回の43の御提案を拝見しますと、1つ目の経年電源の維持管理コストの回収という目的がちょっと強く出過ぎているのではないかと受け止めております。

松村先生、安藤先生からもコメントがございましたけれども、まず小売事業者の激変緩和の点からは、やはり減額の総額は当初の予定どおりの27%に近い水準、本来であれば、初回オークションで減額が足りなかったのも、さらに27%より上積みというところもあります。御提案の中であれば、25%でお願いしたいと思っております。

次に、①と②の比率に関してでございますけれども、資料に御記載いただいているとおり、②の措置が入札行動に与える影響を大変気にしております。結果的に予想された減額規模に比べてかなり限定的な水準になる可能性があるのではないかと心配しております。

また、スライド35におきまして、シングルシングルを採用するという一方で、1つ目のシングルを超えるために高値入札を行うインセンティブが大きくなってしまいますけれども、②の規模が大きくなってしまいますと、特に支配的事業者は落選のリスクを回避しつつ、1つ目のシングルを超えることが容易になってきますので、やはり②の規模はある程度限定的にすべきではないかと考えております。

御提案の中では、①が10%という規模であるならば、①の対象電源が全体の約8割ですので、入札行動にかかわらず①単体で初回オークションの減額規模である8%は最低限確保できるレベ

ルではないかと考えました。

加えて、もう一つの視点であります、新しい電源の事業性確保という点からも、①、②の比率については、②の規模が大きくなり過ぎますと、本来、ゼロ円入札が自然な入札行動である新しい電源への負の影響が大きくなり過ぎてしまうのではないかと考えております。

減額の総額、①と②の比率につきまして、再検討いただければ大変ありがたく思っております。

2点目は、(1)にあります供給力の管理・確保についてでございますけれども、スライド21の一般送配電事業者負担額につきましては、一般送配電事業者が確保する調整力と整合させるように整理するという事で、その考えには賛同させていただきたいと思っております。

あわせて、稀頻度リスク分のような、通常は稼働しない電源は、送配電事業者の周波数維持義務の範囲として送配電事業者が負担するという整理もあり得ると思っておりますので、こちらのほうも御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、中部電力花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。

今回、御提案いただいた需要家が参加できる再エネ価値の取引市場を新たに創設することについては異論はありませんが、懸念される事項をちょっとコメントさせていただきます。

20ページの再エネ価値取引市場は、現在のFIT非化石証書を対象としつつ、トラッキング制度の整備・拡充とともに、欧州における事業のような発電源証明に近い証書になるものと理解しています。

また、21ページの高度化法義務達成市場は非FIT非化石証書の取引により高度化法の間目標を達成する上での手段になるものと理解しています。

両市場の大きな違いは、今後、非化石電源の維持・拡大に直接的に寄与できるかどうかという点が挙げられます。

各市場の価格水準は今後の議論と考えますが、恐らく非化石電源の維持・拡大に寄与する高度

化法義務達成市場で取引される証書のほうが再エネ価値取引市場より高額になると想定されます。

そうなりますと、需要家の多くは、再エネ価値取引市場で調達した証書を基に再エネメニューを求めることになると考えられ、高度化法義務達成市場から調達する非FIT非化石証書は市場の名前のとおり、高度化法の義務履行にのみ証書を調達することになると考えられます。

また、小売電気事業者は監視等委員会での整理に従って、高度化法義務達成市場での証書調達費用を小売電気料金に反映することになりますが、再エネ価値取引市場で自ら安価に調達できる環境下になった需要家から見ますと、理解が得られない可能性を懸念しています。

高度化法の趣旨である2030年に向け、国際社会で通用し得る非化石電源の維持・拡大を達成するためには、我が国全体で対応していくことが不可欠と考えます。

そうした観点で考えると、高度化法義務達成市場の証書費用を国民全体で幅広く負担していく仕組みを新市場の創設とセットで考えていくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、皆さんから御意見いただいたと思いますが、小川さんのほうから何かコメントありましたらお願いします。ちょっと質問もあったかと思いますが、短くお答えいただければと思います。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。たくさん御意見いただきまして、これからしっかり検討していきたいと思えます。

1点、出光、渡辺さんからいただいた御質問で、価値についての理解、2つの市場で扱う価値が変わってくるということ、価格も変わってくる。まさに御指摘のとおりです。この再エネ価値の取引をするところでは、対象は環境価値のみということで、もう一つの高度化法義務のところは、おっしゃっていただきましたように、高度化法の義務達成という価値と環境価値というものを両方を持つと。それによって価格も当然2つで変わってくると、そういう認識であります。

事務局からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

たくさん御意見いただき、ありがとうございました。

非常に難しい課題ではございますけれども、基本的な方向性につきましてはおおむね異論がなかったものというふうに思っております。

一方で、具体化に向けましてはいろいろ課題をいただいたというふうに思っております。事務局においては、それらも踏まえつつ、本日示された方向性に沿いながら、制度導入に向けたさらなる検討を進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間が少なくなってまいりましたが、最後の議題のベースロード市場について、資料5に基づきまして事務局から御説明をお願いします。

○森本電力供給室長

最後の資料、5つ目の資料でございます。ベースロード市場の現状と課題についてといったところでございます。ちょっと時間も押しでございますので、コンパクトに御説明をさせていただきたいと思っております。

ベースロード市場、旧一般電気事業者と新電力のベースロード電源へのアクセス環境を改善していく、イコールフィッティングを図っていくという観点から、本部会で御議論をいただいて、2019年度7月からオークションを開始してございます。

年度末迫ってございますけれども、2019年、2020年度と2年度取引を行ってきたところでございます。

この2年度分のオークション結果を総括いたしまして、さらなる活性化に向けた課題といったところを本日整理をさせていただいてございます。

特に今冬の電力需給逼迫、こういったものも受けてございます。そういった中で、こういったベースロード市場も含めました活性化、ヘッジ手段の活性化、そういったところも喫緊の課題ということになっているところでございます。

そういった観点も含めまして、本日、具体的な改善の方向性、御提示をさせていただいておりますので、御意見等いただければというふうに考えてございます。

ページ、3ページ目、4ページ目につきましては参考という形で概要をつけさせていただいております。時間の関係で割愛をさせていただきたいと思っております。

資料、ページ、5ページ目、6ページ目につきましては、大きな電力市場をめぐる大きな変化、特に市場価格の下落といったところが大きな変化でございます。また、市場取引も非常に増えてきているというのがこれまで電力システム改革の結果というところでございます。

一方で、ページ、6ページでございますけれども、繰り返しになりますけれども、この冬のような需給の逼迫、スポット市場価格の高騰、こういったものも踏まえながら、変動リスクに一定小売電気事業者として備えていく手段といったところで先渡・先物市場とともに、B L市場も1つの手段として活用が可能というふうに考えている次第でございます。

ページ、7ページ目以降は、この2年間の取引の総括並びに幾つかシミュレーションをお示し

させていただきます。ページ、8ページ目でございます。この2年間のオークション取引の結果でございます。

売り札量、こちらは義務という形で売り入札量決めてございますので、2,000億キロワットアワー余りといったところは、この2年の売り札量ということになってございます。

一方、買い札量につきましては、五、六百億キロワットアワーということで、約4分の1という形の買い札という形になってございます。

また、約定量につきましては2年ございますけれども、それを一桁小さい数字と、買い札の一桁小さい数字という形になってございまして、必ずしも活発な取引が現在行われているといったところには遠い状況になっているといったところでございます。

スポット価格との比較で、価格の推移もお示しをさせていただきます。

約定価格については、この2年の取引で大きく下がってきてございます。当然市場価格も現在足元下がってきてございますので、一定それを反映したものになってございますけれども、この2年間で一定改善が見られてきていると、こんなような内容でございます。

ページ、9ページ目、繰り返しの資料になってございますので、ちょっと割愛をさせていただきますと思います。

ページ、10ページ目でございます。

入札価格の分析でございます。こちらは監視委員会の資料になってございますけれども、2019年度、2020年度の入札価格の分布を示したものになってございます。19年度、20年度、ともに3回ずつオークションを開催してございますけれども、グラフを見ますと、3回の開催、後ろのほうの回数になるにつれて、徐々に価格差も縮まってきているというのが傾向としては見られるといったところでございます。

そういった分析なんかも踏まえますと、オークションの回数を増やすといったところ、そういったことによって約定量の向上、約定量の増加といったところが期待されるといったところでございます。

実際にページ、12ページ目でございますけれども、簡単なシミュレーションではございますけれども、そういったものも事務局のほうでさせていただきます。

単純に買手サイドの入札価格が上がった場合、さらには売手側も価格が下がった場合、こういった場合をシミュレーションさせていただきます。当然価格が下がれば、価格が折り合えば、当然約定量も増えるわけでございますけれども、実際に4倍以上、さらには売手サイドも一定歩み寄れば、さらに6倍程度入札量が増える、約定量が増えると、こんなようなシミュレーションの結果でございます。

実際の市場取引では、こんな単純にはいかないといったところでございますけれども、1つの可能性という形でお示しをさせていただいております。

ページ、14ページ目でございます。ページ、13ページ目に記載をさせていただいているような電力監視委員会のほうでもいろいろヒアリング等させていただいているものもございます。そういった我が方、エネ庁でもヒアリング等させていただいております。こういった内容を踏まえまして、B L市場の検討の課題といったところを整理させていただいております。

オークションの日程の不一致、それから売買ニーズの不一致、特に価格面での不一致、細かいですけれども預託金の負担が大きいということ。さらには、事業者の価格固定ニーズが乏しいといったところ。なかなかB L市場の趣旨とは相反する内容ではございますけれども、全体的にはこんな御意見をいただいているといったところの整理でございます。

ちょっとこういった課題を踏まえまして、具体的な活性策の対策といったところ、ページ、18ページ目以降に整理をさせていただいております。

本日いただいている意見を踏まえまして、大きく2点、御提案をさせていただきたいというものでございます。

1点目でございます。ページ、19ページ目でございます。市場開設時期といったところで、第4回目のオークションを追加できないかと、こんな御提案でございます。これまで年度、具体的には年内で3回のオークションを開催してきているところでございます。

買手事業者からのお声といたしましては、具体的な販売活動、1月から2月に本格化してくると、こういったようなお声もいただいております。過去、B L市場のオークションの日程設定につきましては、発電サイドの計画、そういったものも立てる観点から、年内の開催という形で整理をしてきてございます。こちらを一定歩み寄る形で第4回のオークションの開催。ただし、任意の入札と。これまで3回のオークションにつきましては、義務的な供出ということを求めてきているわけでございますけれども、制度的な供出を求めてきているわけでございますけれども、4回目につきましては任意の供出、任意の参加という形でのオークションという形で開催をしてはどうかと、こんな御提案でございます。

なお、この検討に当たりまして、事務局のほうでは買手サイドの事業者さんにも幾つかヒアリングをさせていただいております。その結果を踏まえますと、この2年の約定量、さらには買手サイドの買い入札の量、こういったもののはるかに上回る量の市場供出が可能と、こんなようなお声もいただいておりますので、非常に大きな効果が、この改革で大きな効果が見込まれるのではないかとといったところを期待しております。

ページ、最後、21ページ目でございます。預託金の水準の引下げという論点でございます。

現在、JEPXの取引規程の上で、買い代金に一律3%の預託金といったところをお願いをしているというところでございます。

1年間のずっと長い商品ということになりますので、7月、8月のオークションということ踏まえますと、最長21か月預託金を預けていただくと、こんなような制度になってございます。

3%という数字、何%にするか、なかなか決め手が難しいところでございますけれども、こちらを引き下げる。例えば最低水準としての1%という形で引き下げるといったところの方向性で検討してはどうかといったところを御提案させていただいてございます。

なお、この2年、ベースロード市場オークション行われてきてございますけれども、現時点では預託金そのものを活用するというケース、まだ発生していないというふうに承知をしてございまして、そういった現状にも鑑みて、3%という水準を引き下げるという方向で整理してはどうかという御提案でございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、私からは以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、御意見のほうをよろしく願いいたします。チャット欄にお書きいただければと思います。

いかがでしょうか。

大山委員からお願いいたします。

○大山委員

ありがとうございます。大山でございます。

ベースロード市場、この資料の中にもありましたけれども、市場価格変動リスクに備えるための手段の一つということだと思います。ということで、活性化するのは非常に重要だなというふうに思っております。

対策に関しては、ほかにもあるのかもしれないですけども、私は思いついていないですけども。少なくとも、当面これを進めることには賛同いたします。

その中で、19枚目の御説明で、市場に対して十分な量の供出が4回目でも可能だというヒアリング結果だったということを御説明いただきましたけれども、それがしっかり果たされることを願うということでございます。

コメントですけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

オブザーバーの皆さんもどうぞ。時間もありませんので、発言される方は書き込んでいただければと思います。

それでは、エネットの池田さんお願いします。

○竹廣オブザーバー代理（池田）

エネットの池田でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー代理（池田）

ありがとうございます。

19ページの市場開設時期について申し上げます。

事務局資料にも御記載いただいたとおり、これまで弊社は、未約定分の先渡市場への供出義務化を主張してまいりました。今回、第4回のオークションを御提案いただきましたが、購入機会の増加には賛成でございます。

一方で、供出を制度的に求めないことについては疑問が残ります。ザラバの先渡市場とは異なり、ベースロード市場はシングルプライスオークションですので、3回目までのオークションとルールを変える必要性や理由が分かりません。供給計画の策定は規模こそ違いますが、新電力も実施しております。ルールを変更する理由にはならないのではないのでしょうか。御検討をお願いします。

以上です。○横山座長

ありがとうございます。

それでは、出光興産渡辺さん、お願いします。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

ありがとうございます。

第4回を1月下旬に開催したこと、機会が増えることなどで賛同させていただきます。

あと、若干ちょっとここに記載していないことですが、小売事業者目線でヘッジを目的としてBL市場の利用しやすさを高めていくという観点でいきますと、オークション開催から受渡日ま

でのリードタイムの長さというのが受渡期間が4、3でロックされているということから、オークションのタイミングによっては非常に長いということも利用しにくさの一つだというふうに認識しておりますので。もちろん、供給計画の策定に影響がないように配慮した上での話でございますが、オークションのタイミングと受渡日までのリードタイムを一定にする。例えば、7月に実施するオークションを10月とか1月からの受渡しというようなことを検討していただく価値があるのではないかなということと、あと受渡しの期間でございますが、これは小売事業者目線でございます。固定価格での受渡期間が1年間というふうに長くなっておるんで、小売事業者から見ると、小売価格の変動リスクのほうも気になってきますので、過去にも燃料調整費の導入の議論があったと聞いていますが、燃料調整費の導入が適切でないということだとすれば、例えば受渡期間を半年というような期間の短い商品を用意するというようなことも一助になるのではないかとというふうに思いましたので、発言させていただきました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、JEPXの國松さんお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。取引所の國松でございます。

BL市場も私どもで運営させていただいております。資料でもいただいておりますとおおり、預託金が現在、買い代金の3%というのでお願いしているものでございますけれども、これが負担になっている。また、期間が長きにわたってしまうという部分も負担になっているという御意見、頂戴しております。取引所で検討することというのに関しましては、私どもも前向きに検討してまいりたいと思っております。

1%という数字を軸に検討していく予定です。早期に答えをお出しして、皆様のほうにお知らせできればと思っております。

その際の扱いとしましては、現在預託いただいているものにも1%の考えを適用できるようにすべく検討を進めてまいりたいと思っております。

あと第4回の開催に関しましては、取引システムのほうを確認しまして、必ず実現できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、イーレックスの上手さんお願いいたします。

○上手オブザーバー

上手です。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

市場開設時期ですけれども、購入機会が来年度に近いタイミングで適用されるということで賛成させていただきます。

それから、預託金については一定程度の預託金が生じるというのは、取引の性質上やむを得ないというふうに思っておりますけれども、ぜひ流動性確保と市場規律、両面の観点で検討していただければと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、中部電力花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力の花井でございます。聞こえていますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは、19ページの論点1の市場開設時期についてコメントさせていただきます。

スケジュールについては、本部会での議論を基に作成いただいたものと認識しております。以前にもちょっと発言しましたが、オークションの約定結果に応じて自社の供給力が足りない場合には代替供給力を調達する必要があります。手段としては2つあるということで、1つは電源の焚き増しということになります。これには燃料調達への対応がちょっと課題になるというリスクがございます。また、電力取引市場からの調達といった選択肢もありますが、確実に調達できるかというリスクはあります。

他方で、今冬の需給逼迫を受け、ヘッジ商品の重要性が改めて認識されたということもあり、また買手側のニーズにもあります制度への見直しの要望も理解できます。

今回の提案内容は、年末年始にかけ相対契約の交渉を行っていく中で、交渉の結果、市場に供

出可能となった供給量を対象にしているものでありますので、先ほど申し上げたような代替調達リスクが生じない範囲で任意参加が可能な内容として理解しています。

供給量は交渉次第ということになりますが、流動的である点、御留意いただければと思います。

供出可能な供給量が生じた場合は、ベースロード市場への供出を1つの手段として考慮していきたいと考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、関西電力小川さん、よろしくお願いいたします。

○小川オブザーバー

関西電力の小川でございます。

私からは、まず今回、1月に第4回のオークション、追加するという事務局からの御提案につきましてでございますが、これはいろいろな観点から意義のあることだと考えております。ただ、先ほど中部電力の花井様からもコメントありましたとおり、これは時期も時期ですので、あくまでも任意の参加が必要、条件といいますか、必要になるというふうに理解しているところでございます。

それから、もう一点申し上げたいんですが、この現状のベースロード市場の約定量が低調である要因として、買手と売手の価格水準の乖離というのが挙げられていると思います。

今回、ページ、12ページですか、これシミュレーションが表で書かれておまして、買手の入札価格が0.5円増加して、売手の入札価格が0.5円減少すると約定量が6倍増となるというシミュレーション結果が示されているということでございますが、これに関しまして、このベースロード市場の特性といたしまして、売手側からしますと、このベースロード電源というのは基本的に固定費の比率が高い原子力、石炭、水力等の電源でございますので、なかなか価格変動が生じにくいと。固定比率高くございますので、この点には留意いただく必要があるのかなというふうに思っております。

また、JEPX価格が先々低位に推移するというふうに想定されている中で、やはり買手の皆様はJEPX価格の予想を踏まえて恐らく入札されるんだろうなというふうに思いますが、売手は、これはベースロード市場の性質上、固定費の回収ということも見据えた価格設定というふうになると思います。

このような買手と売手の価格水準の乖離は、これは最終的には2024年度以降、容量市場が導入されれば、これ解消される問題かとは思いますが、足元では、今回の資料でも記載いただい

ますけれども、買手側の皆様におかれては、ヘッジに向けた意識ということが重要で、それを高めていただくことがこの価格水準の乖離を小さくしていくように作用するんじゃないかなというふうに考えている次第です。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

発言しないつもりだったんですけれども、今の花井オブザーバーと小川オブザーバーの発言を聞いて、ちょっと心配になりました。

事務局の資料では、任意参加でもそれなりの量というか、十分な量というのが出てくるという予想、ヒアリングからそうだということを言われて安心はしていたんですけれども、ちょっと心配になってきちゃったので。

これは、実際に市場が開いたときに、もし仮に義務化していたとすれば、それぞれの会社でどれだけ、実際に出てきたのはどれだけだったかということを手後的に報告していただきたい。もちろん、その場合にも乖離があったから直ちに問題だとか騒ぐという、そういう意図ではなく、それが著しく小さかったとすると、それなりの量が期待できるという説明何だったのということをもう一度提起しなければならなくなると思いますので、その公表はぜひお願いします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

そのほかに委員の皆さんからはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局のほうからコメントありましたら、お願いします。

○森本電力供給室長

コメント、ありがとうございました。

今回、市場開設、新しい4回目のオークションといったところを御提案させていただきました。

多分、最後、松村先生がおっしゃったところ、冒頭で大山先生がおっしゃったところ、ごもっともかなと思ってございまして、まさに制度、ここ、実際にやっていった上で、そこをしっかりとフォローアップしていくといったところ、非常に大事かなと思ってございます。この手段が当初の思ったような効果を上げていなければ、当然また見直していくということも大事だなと思ってございますので、そちらについては適切にフォローして行って、まずはこういった形で始めながら、引き続き必要な改善、施していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。いろいろ御意見、ありがとうございました。

本日の事務局の提案については、特段の異論がなかったというふうに思いますので、事務局におかれましては、御提案の方向でベースロード市場の見直しを進めていただければというふうに思います。

また、本日意見いただきました幾つかの意見につきましても、今後の検討の参考にして進めていただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと時間が8分ほどオーバーしておりますが、以上をもちまして、本日の用意しました議題は終了いたしました。

皆様のほうから特に御発言がないようでしたら、本日の議論はここまでというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

○森本電力供給室長

また、次回の開催につきましては、日程等決まり次第、ホームページ等で御連絡等させていただきたいと思っております。

次回もよろしく願いをいたします。

○横山座長

3時間以上にわたりまして、長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第48回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思っております。本日は、どうもありがとうございました。

—了—